

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 7 号）

平成 23 年 10 月 17 日（月曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)交通防災課長 鈴木 典男

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長(板橋恵一)

おはようございます。

本会議 7 日目でございます。今期定例会もきょうが最終日ですので、慎重審議をよろしく
お願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 7 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(板橋恵一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において雨森修一議員及び吉田
瑞生議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋惠一）

日程第 2、一般質問を行います。

14 日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

11 番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

それでは、通告に従い 3 点質問いたします。

まず初めに、私道整備事業補助金交付規則の緩和・見直しについてお伺いいたします。

この件は、平成 22 年の決算特別委員会、また平成 23 年予算特別委員会で根本議員も同様の質問をしております。私道整備事業補助金規則は、昭和 62 年 5 月から施行され、私道等の整備を促進しようとする町内会等に生活環境の向上を図ることを目的としてその経費の一部を補助するものであります。平成 18 年 4 月に改正された現行の補助対象率は、5 世帯以上が使用する私道でその延長は 35 メートル、幅員が 4 メートル以上ある場合に対し、経費 50%の補助となっております。

しかし、平成 18 年改正前は、前述と同条件の場合は経費補助率 80%、そしてそのとき廃止された幅員 4 メートル未満の場合は補助率 50%となっております。つまり平成 18 年 4 月の改正により、補助率が縮小されたのであります。それ以来、この私道整備事業は、この 18 年改正時から 5 年間、全く実績がない状態なのであります。

では、私道補助事業の対象区域がなくなったためかといいますと、決してそうではありません。むしろ整備補助をしてほしいという要望が多くなっているのが現状なのであります。私のもとにだけでも 5 件以上の区域の方々から相談が寄せられております。これらの区域に住んでいる市民の皆さんにとっては、毎日の生活にとって欠かせない道路だからなのです。これら私道未整備の多い地域は、多賀城市に昭和 30 年代、40 年代から居住し、多賀城市民として長年市に納税し、地域発展に貢献してきた方々がお住まいなのです。そして、これらの区域のほとんどの方々は、今高齢になり、年金生活、歩行が困難、家族に車いす利用者があるなどの状況になり、雨が降ると水たまりのできるような砂利道に不便を感じ毎日生活しなければならないという切実な課題となっております。

そして、これらの区域は、ほとんどが道路の一部が 4 メートル未満のため、現行の規則では全く補助が受けられません。現行の規則で補助が受けられるようになるためには、建築基準法で決められている最低幅員 4 メートルの道路の確保の法を守った家の建てかえを何十年もの間待つしかありません。

また、家の建てかえがあっても、厳しい罰則がないため、建築後塀を回し、法を守らない方もいるなど、二重三重の課題を抱えているのであります。

これらの区域の課題解決は、財産権が絡み、一市民の力ではどうにもならないのであります。そのようなところに光を当てるのが行政の仕事ではないのでしょうか。

市長、県では今回仮設住宅環境改善に当たり、仮設住宅前の砂利道を簡易舗装でバリアフリー化することにしました。御存じですね。これは、まさしく私道と同じではありませんか。これを持ち出すのは唐突なようですが、行政の住民の生活環境向上という目的では同じではないでしょうか。したがって、本市も市民の生活環境向上を図るという事業目的から現行の私道整備事業補助金交付規則を見直し、使いやすいよう補助率を上げるなど、規則を緩和されるべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

2点目に桜木地域の雨水対策、環境整備の観点から、八幡雨水幹線及びその枝線の早期整備実施とその具体的な整備計画をお伺いいたします。

本市は、このたび千年に一度と言われる東日本大震災により、貞観の地震以来の大地震、大津波に遭い、未曾有の被害を受けてしまいました。特に、桜木地区、栄地区は、仙台港から押し寄せる大津波と砂押川堤防決壊による大津波とに遭ってしまい、この地域の住民にとっては二重の被害を受けたような感じに陥っているのです。そして、6カ月がたち、自宅の修復が進み、避難所からようやく我が家に戻れ、ほっとしていた矢先、9月21日の台風15号の襲来に遭ってしまい、1時間最大雨量49ミリの大雨により、またもや水害をこうむってしまいました。これにより、この地域の方々は、水害に対しさらに強い恐怖と不安感を抱いてしまっております。

本市は、1時間最大雨量50ミリに対応できるぐらいの雨水対策をしているにもかかわらず、今回の台風15号で市内広範囲が浸水してしまいました。その大きな要因は、大地震、大津波で被害を受けた下水管、雨水幹線、ポンプ場の復旧工事が途中であったことや震災による地盤沈下などが被害を大きくしたものと考えられます。

桜木地区を通る八幡雨水幹線及び枝線に関しましては、大地震による土手の亀裂、土どめの板さくの破損、大津波による汚泥・漂流物撤去など、早急な復旧工事の要望が多く寄せられておりました。

また、それに加え、地震によりかなりの地盤沈下が見られることから、地元では「復旧工事だけで大丈夫か」、「大雨が来たらこの地域はまた水害に遭うのでは」との懸念の声も寄せられておりました。そうしたところ、今回の台風15号の襲来でその不安が見事的中してしまい、住民の不安はピークに達しているのです。これらのことを踏まえ、本市は今回の水害対策拡大の原因をよく検証し、今までの整備計画を見直し、早急に整備実施をされ、新たな水害対策を講じることが求められると考えております。

また、震災前の八幡雨水幹線の整備計画事業は、平成34年完成を予定にしていたと伺っております。しかし、それは幹線の方で、桜木2丁目住宅街に伸びる2本の八幡雨水幹線枝線に関しましては、整備計画の検討テーブルにも乗っていないようです。この枝線は、住宅地の中を走っているにもかかわらず、素掘りのため清掃が難しく、不衛生で悪臭が漂い、害虫なども発生し、環境衛生上、大変劣悪な状態にあるのは御存じのとおりです。

今後、雨水対策の整備計画の見直しをされる際には、あわせて枝線も行い、早急に整備実施をしていただきますよう強く要望するものです。本市の見解をお伺いいたします。

また、もう既に具体的な八幡雨水幹線及び枝線の整備計画がございましたら、お伺いいたします。

最後に、多賀城震災復興計画についてお伺いいたします。

震災復興計画は、震災により甚大な被害を受けたこの多賀城に市民の皆様が安心・安全、そして夢と希望を持って多賀城に住んでいただくため、この多賀城をどのように復興するかを市民に対して示す大切な復興まちづくりの羅針盤、未来図なのであります。

これは、震災前と同じ多賀城のまちづくりを目指すのではなく、震災前よりもっと元気と活力、そして魅力のある多賀城を目指すものでなければならぬと考えます。

8月4日付の河北新報に各被災地の復興計画の取り組みを連載している記事に本市の紹介がありました。その新聞記事の見出しに「産業再興を重点課題に」とありました。ここで疑問ですが、復興ではなくなぜ再興としたのかであります。このようにしたのは、何らかの意図があつてのことなのか、それをお伺いいたします。ちなみに、再興と復興を広辞苑で調べましたら、同じ意味でした。

地域の活性化は、本市の財政経営を考えると、震災前からの大きな課題でもありました。震災後においては、元気と活力、魅力あるまちづくりは、より重要な課題となっていくことはだれもが認めるところであると考えます。

改選前の8月9日、私たち議会に対し、「支え合い笑顔あふれる未来を目指して、つながろう多賀城」をテーマにした震災復興構想案が説明されました。その中に重点課題と位置づけられた産業の復興、その柱として二つ挙げております。

その一つ目は、従来からある明月、栄、宮内地区工場地帯の企業に対する再建支援であります。それは当然のことと考えます。しかし、震災前から取り組んでいる一本柳の工業団地への企業誘致も同質の産業である以上、当然一体化して考えるべきものと考えますが、これに触れておりません。この一本柳工業団地構想を多賀城の未来図、復興計画にどのように位置づけられているのか、お伺いいたします。

二つ目の柱は、六次産業の創出であります。多賀城の特性を生かした新たな視点での一次生産、二次加工、三次販売を合わせた六次産業化を目指し、インターチェンジの早期実現を絡めてその拠点を整備地区としております。

市長、これは六次産業の創出ではなく、まさしく観光産業の創出ではないんですか。

ここに、平成21年12月18日に文化センターで750名が参加して行われた（仮称）多賀城インターチェンジ及び4車線早期整備促進決起大会の決議文があります。その最後の部分を紹介いたします。

同インターチェンジは、多賀城市のまちづくりにおいて特別史跡多賀城跡附寺跡を活用した観光振興や既存企業の利便性向上と活性化、企業誘致、都市型農業への転換などの産業振興のために欠かせない重要な施設である。また、地元では、アクセス道路の開通を契機として特別史跡や地場産業を活用した観光物産施設の建設を初めとしたまちづくりについて今まで以上に論議され、希望が少しずつ膨らみ始めている。中略しまして、以上のことから三陸縦貫自動車道の（仮称）多賀城インターチェンジ及び4車線化を同時に早期整備することを決議するとあります。

しかし、このように私どもの悲願でありました（仮称）多賀城インターチェンジと4車線化の予算がくしくも10月5日の今会期中に国の3次補正に盛り込まれたとの朗報が入り、実現に向けて前進したのであります。

なぜ私がこの観光産業創出の明記にこだわるかといいますと、多賀城の観光はいまだ産業と呼べるものにはなっていないからです。観光産業の創出という課題解決は、今がチャン

スだと考えます。そのためには、まず市が観光産業を多賀城に創出するとの強い意志を内外に明示することが必要と考えるからなのであります。

市長、明快な御答弁を求めます。

以上、3点の質問に対し市長の明快かつ理解ある御答弁を期待し、私の1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の私道の整備事業補助金についてでございますが、この補助金に関しましては、平成17年度までは道路幅員4メートル以上の道路にあっては80%、4メートル未満であっても50%の補助を行ってございましたけれども、本市の財政状況やほかの県内自治体との整合を図るため、平成18年3月に補助金交付規則を改正し、現在の基準となっております。

規則の見直し、基準の緩和につきましては、震災により被災した道路や公園の復旧、橋りょうの耐震化及び緊急避難路等の整備を最優先として進めていく必要があることから、これまでどおりの基準で運用を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

次に、八幡雨水幹線の整備についてでございますが、雨水対策、環境整備の観点から、整備に着手しなければならないことは私も同じ考えでございます。被災箇所の復旧、維持管理費の低減、沿線住民への良好な環境の提供、水路用地の有効利用等を検討した上で早期整備をしなければならないと考えております。

また、松村議員おっしゃったように、この間の台風の大雨のときの関係もございまして、うちの担当部長等に水害に遭ったところ各所に向いて行って、私もぜひ行きたいと思っておりますけれども、どういうことで床上浸水、あるいは床下浸水になったのか、こういうことだからなったんですよということを各地域ごとに歩くようにということで指示しておきましたので、その辺のことも詳細を住民の方々に説明して歩きたいというふうに思っております。

それから、具体的な整備計画という点につきましては、年度内に検討作業を進めることとしておりますので、ぜひこれも御理解いただきたいと思っております。

次に、震災復興計画において一本柳の工業団地化の位置づけについて明示されたいとのことでございますが、震災復興計画の骨子では、6次産業化の促進に加えまして既存企業の再建支援を含めた企業立地、誘致推進を行う方向性を掲げております。こうした方針の中に一本柳工業団地化も包含され、市民生活の再建と産業再興を早期に図れるよう推進してまいりたいと考えております。

さらに、御質問は観光産業の創出と明示されたいとのことでございますが、復興計画の骨子においては雇用の確保を重点課題としております。この雇用の確保に向けた方策とし

て、加工や販売という過程で多くの雇用創出が期待される六次産業を多賀城市の特性を生かしながら進められる環境整備等を行っていく方針を打ち出したところでございます。

また、同時に復興計画の骨子では、六次産業化の促進だけでなく、多賀城が復興していくプロセスを発信しながら、観光産業の振興も推し進めていくこととしております。こうしたことから、六次産業化を改めて観光産業創出と銘打つのではなく、民間活力による多賀城らしい六次産業の取り組みを後押しするとともに、復興に向けた取り組みを積極的に発信していくことで観光産業も盛り上げていこうという趣旨で骨子を取りまとめているので、松村議員の御提案と向かうべきところは一緒であるということをお理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

いずれも期待はずれの回答で残念でありますけれども、また再質問させていただきます。

まず、私道整備事業の件なんですけれども、17年まではやっていたけれども、財政また他市町村との兼ね合いを見てこれを縮小している、また廃止したものもあるということなんですけれども、どうなのでしょうかね、市長。それは財政が厳しいのはあれなんですけれども、やっぱり縮小している事業とやはりまた逆に拡大しなきゃいけない事業というのは私あると思うんです。この私道整備事業というのは、まさしくそれかなというふうに思います。何でもかんでも財政が厳しいからといってあれするんじゃなくて、本当に市民が困っている部分に対しては、やはり財政は投入していかなければならないと思います。これは、私道整備事業というのは、先ほどの質問の中でも触れさせていただいたように、ある意味では福祉面につながるそういう事業だと私はとらえているんですけれども、やっぱり社会環境が皆高齢化して変化しております。そうなったときに、本当にまたそういう区域に住んでいる皆さんにとっては、まさしく生活道路なんです。毎日の生活していく、そういう道路でありますので、やはりさっき仮設住宅のバリアフリー化に向けての簡易舗装の例を挙げさせていただきましたけれども、やはりそういう事業と同じような意味を含む、私はこの私道整備補助事業じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ考えてもう一度検討していただきたいと思っております。

そこで、提案なんですけれども、これとあわせて道路愛護に要する経費というので、約年間130万とか150万とか、そのくらいずつ予算がとられているんです。これは何かといいますと、主にこういう私道で砂利がなくなって穴があいて陥没していて水たまりができたりなんかするようなところに、多賀城市で砂利だけはお届けしますのであと皆さんでそれをならしてくださいとか、簡単にならしてくれたりしますけれども、そういうので毎年130万とか150万ぐらいまでの間で予算づけして使われているんです。むしろこういうのをこの私道整備の補助に充ててやっていくことが大事じゃないかなと思うんです。そして、もう少し予算もつけてやっていくと。この事業というのは、永遠に続く事業じゃないんです。ある程度もうそんなに残っているわけじゃないので、できましたら数もどのくらいあるか調べていただきたいと思っておりますけれども、舗装が簡易舗装でも補助してあげればどんどんなくなっていく事業なわけです。永遠に続く事業ではありませんので、ぜひ皆さんの生活環境向上という視点から再度検討していただきたいなと思っておりますので、この点に対してもう一度市長の見解をお伺いいたします。

あと、次に八幡雨水幹線枝線の早期整備ということなんですけれども、実は一昨日、桜木北区の町内会の有志の方から、ちょっとぜひ声を聞いていただきたいということで、集会所で約十数人の皆さんに声をかけていただきまして、そこでお話を聞きました。そうしましたところ、今回の台風15号で桜木2丁目の区域は道路約80センチが水につかったそうです。自動車も何台か水につかってだめになったお宅もあるということでありました。本当に地元の人にすれば、「またかという思いだ」と。「もうこれで私たちは、この地域は4回も浸水しているんだ」というようなそういう切実な声を言われまして、やっぱり市というのは、市民の生命、財産を守るというのが一番の基本じゃないかと。やはり何とかこの雨水対策を早急に改善していただきたい、やっていただきたいというそういう切実な声があって、もうこの地域ではだれもみんな住みたくない、できたらここから出ていきたいとそういうようなことがあって、現実今まで800世帯あったのが今400世帯に減っているそうです。大変もう深刻な状況です。そういう中で、市では今最大雨量50ミリということに対して雨水対策をやっているけれども、果たして今気象状況が変わりまして、ゲリラ豪雨などという信号が出ているこういう社会状況の中で、この50ミリで果たして大丈夫なのか、そういう声がありました。先ほどの答弁で今後検討していきたいというお話がありましたので、その辺もあわせて検討していただきたいなと思います。

それとあと、枝線の問題です。枝線のことに対しても要望がありまして、これはさっき言いましたように、大変素掘なところで、中に汚泥、今回の津波前からもかなり環境が不衛生な状態だったというのは市長も御存じだと思いますけれども、本当に市街地を走っているこの枝線であります。そういったことから、ぜひこれもさっき言いましたように幹線の整備計画終了が34年を目指して今市ではやっているということをお話ししました。皆さん、大変ショックを受けて、じゃあ枝線はいつになるんだという、そういうような状況がありました。そういう悠長なことを言っていないで、この雨水対策の見直しに当たりましてこの枝線の環境整備もしっかりやっていただきたいと。そして、その計画をするときにぜひ地元の意見も聞いていただきたいというふうなお話でありました。

あと、もう一点、枝線上にありますびっくり市の後ろの千田刈ポンプ場の撤去の早期要求もありました。これは、現在もう全然活用していないポンプなんです。ですけれども、いろいろ経費がかかるということで、そのままの状態にしてあります。でも、ここは大変道が狭くて、見通しが、このポンプが邪魔をしまして道幅も狭くなっている、また見通しが悪いということで交通事故が大変多い交差点であります。そういうことから、要らないポンプであれば早目にこれも地域の方の生命の安全の確保をいう観点から早急に撤去していただきたいというそういう御要望がありましたので、この件に関して、まずポンプ場のポンプの撤去と、あと枝線の整備計画をするときに地元の方を入れていただきたいという意見に対しての市長のもう一度の回答をお願いいたします。

次ですけれども、観光の件です。一本柳の件は含めて明示はしていないけれども一緒に考えていくというような御答弁だったと思います。それで、先ほど六次産業化を私は観光産業の創出とまさしく同じじゃないかという思いで、そういう質問でさせていただいたんですけれども、多分目指すものが同じだということはそういうことですよ。であれば、私はそんな六次産業化などと回りくどい意味のわからない言葉を使うんじゃないで、多賀城市は観光の産業化の創出に向かってやるということを明確に出すべきだと思うんです。観光産業の創出というのは、先ほどのインターチェンジの決議文にもありましたように、多くの市民の願いなんです。願望なんです。多分市長もそれはわかると思います。どうかこの復興計画に明確にこれを明記して、市はこういう方向で多賀城のまちを復興していくというものを明記して、やっぱり市民に夢と希望を与えていただきたいと。何かやるんだかやらないんだかさっぱりわからないというのが願っている皆さん方のお声であります。観光産業の創出は、私は今だからできるし、今だからやらなければならない、そういう多

賀城にとっては大切な事業であると思います。やはりしっかりやると腹を決めてまず明言することが大事だと。そして、どうしたらできるかということを考え行動していくことをしなければいつまでも現状は私、打開できないんじゃないかなということに思います。やはり、市では私自信がないんだと思うんですね、これを明記するという。だからいつまでも何か回りくどいことでやっているのかなと思うんです。まあ自信がないのもわかります。でも、やっぱりこれを、何とか今この壁を、この中で破っていかなければならないと思うんですけれども、どうでしょうか。市長、もう一度その市長の決意というか思いを皆さんに届くように聞かせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の私道の整備に関しまして、たしか18年度以降はこれ補助をやった実績がないと。やっていないんですね。やっていないというか、そういうところが17年度までは428万円ほど、17年度で4件ほどあったわけでございますけれども、16年は1件だけでございます。そんな状況ですから、それをやった方が効果が上がるのか、このままやった方が効果が上がるのか、ちょっともう一回私の方で調査して、それからどうしたらいいかということももう一回私自身が考えてみたいというふうに思っていますので、私も市議会時代にそういうことを提案したことあったかもしれないですね。もう一回、あとちょっと考えてみますから。

それから、八幡の雨水幹線ですけれども、枝線に関して、さっき千田刈と言ったでしょう。千刈田の間違いじゃないですか。（「そうです」の声あり）あと、それにポンプ場あったかどうかちょっと私わかりませんので、建設部長から答弁させたいと思います。当然、今回の台風の被害があったところに、先ほど私申し上げましたように、各地区で、桜木なんかはとくに多かったんですね。床下浸水が結構一番多かったのが桜木北じゃないかなというふうに思います。ですから、あそこに行って説明会なりをやって、こういうふうにして変えていきますというふうな方向性をこれは打ち出したいと思いますから、当然地元の方々の御意見も入れながらやっていくのはそういう方向性でやっていきますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

それから、観光産業の創出については、これは名称が、六次産業がどうのこうじゃなくて、当然考え方が松村さんと全く同じだと私自身はそういうふうに自負しておりますので、御心配なく。頑張りますので。ただ、これから農業関係についても、恐らく例えば田んぼの大規模化とか、あるいは近郊農業としてのあり方とかで大きく変わる可能性が出てきましたね。ですから、その辺のことも掘り下げて、あれは行かないと産業として観光が成り立つかという部分が私は出てくるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、観光が、今度インターチェンジができることによって交通の便が物すごくよくなるわけございまして、多賀城への入り込み数も今までは60万、あるいは70万台だったのが下手するともう少し100万台ぐらいになってくるかなというふうに思います。ぜひ、観光のためにどういう製品をつくれればいいかというものも、やっぱり民間の方々と一緒になって、もっともっと盛り上がるような形をつくっていきたいという気持ちは同じでございますから、ぜひお忘れなく。よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

質問が三つほどあったかなと思うんですけども、一番最初は今の雨水対策でゲリラ豪雨に対応できるのかということでございますけれども、確かに近年、1時間当たり100ミリを超えるような集中豪雨が各地で多発しております。こういったものに対しては、多賀城市が計画しております10年確率ではとても対応できません。今までも公共施設を中心に地下貯留であるとか、浸透性舗装とかそういったことを進めてきているわけですが、計画にない上乗せ部分の余裕ということを公共施設だけでなく民間の企業であるとか個人の住宅とかまで広げられるような対策も必要になってくるのかなというふうに考えておまして、今回の復興計画の中には総合治水対策の必要性というものをうたっていきたいというふうに考えております。

それから、八幡雨水幹線の枝線でございますけれども、これは今年度中に八幡雨水幹線枝線も含めてどのような整備をしたらいいのかというようなことを検討することになっておりますので、その原案ができた段階で近隣の市民の方といろいろ相談しながら進めていきたいなというふうに考えております。

それから、千刈田のポンプ、あのびっくり市のわきのあれを、やはり今回の15号台風では動かなかったわけですが、八幡雨水幹線全体で10年確率だけでなく余裕を見たときにどのような役割を果たせるのか、その辺も見きわめる必要があるのかなと思いますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

11番松村敬子議員。

○11番（松村敬子議員）

1回目よりずっと前向きな御答弁をいただきまして本当にありがとうございます。ぜひ私道整備事業をぜひ事業化して、なるべく皆さんの負担のかからないような補助率にしていதாகようにならばぜひ検討をお願いいたします。これは答弁よろしいです。

あと、2点目の雨水の件なんですけれども、千刈田ポンプの件なんですけれども、今、今後必要かどうかもう一度検討してという話でありましたけれども、今回も全然稼働しないというか使っていない、ずっともう要らないというか使わないというような状況のものなんですから、もし使わないという方向になりましたならば早急に撤去していただくようお願いいたします。これも私が当局から担当から聞くのと、市民の皆様がいろいろ要望を出して聞いている説明が何かいろいろ違って、きのう、おとといですか、お話ししましたら、一昨日話したならば一貫性がないような説明でありました。一々ここでは言いませんけれども、そういう意味からやはり説明に対しては私ども議員に言うものと、また市民に対して説明するものと一貫の説明をしていただくように、このポンプ場に関しましてはしていただきたいなというふうに思いますので、その点よろしくをお願いいたします。

あと、最後の観光の面ですけれども、観光の創出、産業創出の件ですけれども、市長が最後に、いみじくも観光が果たして産業になるかどうかが大変今のところ見通しがとれないというようなお話でありましたけれども、私はやっぱりその姿勢がいつまでも多賀城を観光の産業が根づかない状況にしているのかなというふうに思うんです。ですから、私はこういう震災を受けてこれからの新しい多賀城らしいまちづくりをして、そういう六次産業というところまでいったわけですから、やはり明確に多賀城の観光がこれから産業としても成り立っていくようにしていくんだということをきちんと言うべきだと思います。そして、それに向かってやるにはどうしなきゃいけないかということをややはり市民の皆様、地元の

次に、災害弱者、要介護の方々の避難についてであります。

発災直後に在宅で介護をしている家庭から避難援助の声があり、地域包括支援センターへ飛び込み、対応をお願いしたのですが、そのときは電話も通じず自宅で様子を見ていた方がいいとの判断でございました。数日後、余震の不安から施設への収容をと再び相談したのですが、施設は手いっぱい状況で打つ手なし。家族ももちろん避難したいのだが、被介護者を残してはとそういう思いから心細い思いをしながら復旧を待ったのであります。そこで、要介護の方々の避難場所及び搬送手段が必要であったと思われるのであります。今後の対応を伺うものであります。

次は、民間水利、井戸の活用についてであります。今般の震災で多くのライフラインが寸断され、水道についても使用できない日々を過ごすこととなり、御近所の井戸の開放で生活の一部を助けていただいた方も多いと思われ。井戸の所有者の方々にこの場をおかりし改めて感謝を申し上げたいと思っております。

そこで、改めて有事の際に地域住民の井戸の使用について所有者に協力を求めるとともに、井戸の維持管理に関する補助を考えてはいかがでしょうか。

また、所有者の承諾を得て、市及び地域のハザードマップへ掲載し、非常時の情報共有を図ってはいかがでしょうか伺うものであります。

ちなみに、これが塩竈市の芦畔町内会ハザードマップ、この中に井戸が落とし込まれております。黄色のところは井戸のポイントであります。非常にわかりやすい。これ、両面になっておりまして、後ろには地震の心得 10 カ条とか、これがラミネート加工されておまして各家庭に配布されております。非常にわかりやすいハザードマップであります。というふうなことで、まず対応を伺うものであります。

さて、最後の質問は、民間借上げ仮設住宅についてであります。当該住宅の申し込みが 6 月 10 日で締め切られた理由は何かを伺います。

また、県からの当該住宅の借上げ料の納入が著しく滞っている、速やかな対処について強く申し入れすべきではないかにつきましては、借り主、業者等からの声がありまして、9 月 26 日の河北新報の報道でも取り上げており、この質問通告を 26 日にさせていただいたのであります。しかし、翌 27 日の河北新報に早速家賃滞納を知事が陳謝、支払い来月完了を目指すとし、入居が決定した 2 万 3,575 件、これは 9 月 22 日現在でございます、うち契約手続を終えた 1 万 1,000 件の支払いを 10 月中旬までに完了させる方針を示したとの記事が掲載されたのであります。福島県、岩手県ではほぼ支払いが終わっており、入居する被災者が貸し主から退去を迫られるケースもあらわれ、支払いの迅速化を求める声が大きくなっていったのであります。引き続き速やかな対処について強く申し入れを願うものであります。

以上、私からの最初の質問とさせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の塩竈市隣接地域への対応に関する御質問でございますが、今回は大地震発生後、防災広報装置による広報のほか、現地班職員が公用車により市内を回りながら広報活動を行いました。しかし、津波が襲来し、学校等にたくさんの方々が避難してきたため、広報活動を行っていた職員も避難者の対応が必要となり、御質問の場所も含め市内くまなく十分な広報活動を行うことができなかったことは事実でございます。

災害の発生時には、正確な情報の収集と伝達が極めて重要であることから、市内一円に防災広報装置を設置することといたしましたので、今後は的確な情報発信が行えるよう災害に備えた防災体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、塩竈市との災害協定の御質問ですが、直接的な災害時協定を結ぶまでもなく、広域的な災害が発生した場合には、隣接する自治体が相互に避難者を受け入れることとしております。今回の災害でも笠神、下馬地区の住民の一部が一時的には塩竈市立第三中学校へ59人避難したことが確認されております。その方々は、その後、地元区長等の御協力をいただきまして、東豊中学校や多賀城東小学校へ移動いたしました。今後も災害が発生した場合には、隣接市町と十分な連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

次に、災害弱者の避難についての御質問でございますが、震災発生後は、市の保健師、地域包括支援センターや要介護者の担当ケアマネージャー等と連携を図りながら、高齢者の安否や避難所生活における心身の状態等を確認し、共同生活が難しい高齢者については福祉避難所として指定した施設への一時的な避難などの対応を行ってまいりました。しかし、被災地域内での福祉避難所対応だけでは施設の受け入れ態勢に限界があることから、今後は県内広域や県外の施設に対しても福祉避難所としての受け皿及び搬送手段を確保していく必要があると考えております。

次に、民間水利の活用についてですが、今回の震災においては長期の断水が続き、住民の方々は水の確保に苦勞なされたことと思います。そのような中、一部の地域では井戸の所有者などから井戸水を提供していただき、近所の住民から大変喜ばれたという話を聞いております。このようなことから、災害時には所有者の了解のもと、地域資源の利用に関するルールづくりを皆さんでつくっていただき、万が一の状況に備えていくのがよいのではないかなと思っております。

しかしながら、井戸の管理につきましては、その管理自体を所有者が行っており、自己責任の範疇で使用するものであることから、現在、井戸の管理に対する補助については考えてはおりません。

次に、所有者の承諾を得て市のハザードマップへ掲載してはとの御提案でございますが、市のハザードマップに井戸の場所を掲載することにより、市内はもとより市外から井戸水の供給を受けようとする人で混乱し、必要な井戸水を地域の方々が受けることができなくなることが予想されますので、掲載は難しいものと思われまます。

この井戸に関する市の役割といたしましては、地域防災訓練や地域防災マップづくりなどの地域活動を通じて井戸の活用を含めた災害時の備えを側面から支援してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解お願いいたします。

次に、民間借り上げ住宅の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の申し込み締め切りについてでございますが、締め切り日の設定については、プレハブ仮設住宅の締め切り日を申込者の意向調査により決定いたしました。5月27日に合わせ終了する予定でございましたが、民間借り上げ住宅は賃貸物件の不足や制度の変更などから、仙台市と同日の6月10日に設定し、ホームページ等を通じて広報してお

りました。しかし、その後の状況としては、市外への一時避難者や情報不足によりこの制度を知り得なかった方からの相談が多いこと、原発事故に伴う福島県からの転入等があることから、現在も引き続き庁舎 4 階において個別相談及び申請受け付けを行っております。

次に、2 点目の借り上げ料の納入遅滞についてでございますが、この制度における多賀城市の業務は、申し込みの受け付け、入居要件の審査、申請書の送付等でございますが、入居者、貸し主、県の三者間契約については宮城県が締結することとなっており、貸し主に対する借り上げ料の納入も県が直接行っております。県の職員不足によって借り上げ料納入の停滞が生じており、当市に対する苦情が多く寄せられておりますが、速やかな対応を県に強く求めておりますので、この停滞につきましては徐々に改善されるものと思われま

す。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

まず、最初に笠神 1 丁目の 17 番の件でございます。

全般的に広報に関しましては、未曾有の災害ということでわからないでもない。ただ、その不安は不安としてやっぱり把握はしていかなければいけないだろうなと。今後に結びつけていかなければいけないというふうに思います。実際問題、防災広報装置なんです

が、今回も 53 カ所配置する予定だというふうなこと。これもまた一つだけ伺っておきたいのですが、これについて例えば給水等の広報もできるのかどうなのか。要は警報と広報とは若干意味が違うのでありまして、その辺のところも流せるのかどうなのか、確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

あと、もう一つ、区長の話がやっぱり出ました。日赤の活動報告を実はいただきまして如実にわかるのですが、発災当夜に関しましては、一晩三中でお世話になったと。塩釜第三中学校でお世話になりまして、次の日は東豊中に移っているというふうな活動報告も出されております。実際、区長方の御苦労というか、非常に立場的に多分どこの区長も、津波で被災されていらっしゃる区長もいらっしゃるし、また地震で被災されている区長も被災者であります。今度の総会は随分つるし上げを食うのではないかなというふうな話も実はございました。ただ、やはり次の対策が一番大事なのではないかなと。逆に区長方が総会に臨むときにきちんとした報告がなされなければいけないというふうに思います。ということは、区長方の意見を聞き取る場を設けていただきたい。これに関しても御答弁いただきたいと思

います。

改めて、区長方の要望等の中で、ここに関しましては天満崎公園に避難物資の貯蔵をしたいというふうな申し出がありました。要は、孤立するおそれがある地域でございますが、今回の津波でも眼下にまで津波が押し寄せております。段階的にかげがございまして、低いかけでとまっています。今度は頭上を見渡すとかけがあるというところで、そういう心配もあるので天満崎の公園に避難物資等の貯蔵庫があればというふうな申し出が多分出ているはずですので、ぜひこれにも対応していただければなというふうに思います。やっぱり地域の声を聞いていって対応していかなければ細かい対応はできないと思

いますので、ぜひそれをお願いしたい。

次に、もう一点、避難についてお願いしたいことがございまして、塩釜三中でお世話になりまして一次避難所として東豊中に移ったと。そうするとこれは市民の方々にもお願

しなければいけないのですが、後から行くともう居場所がなくなっていると。非常に居づらいと。多分これは精神的な、メンタルな部分だと思うのですが、協力体制もこれはきちんとした形で学校教育等を通して、あとは家庭を通して、やはり地域を通してきちんと助け合うという気持ちを持っていただくように啓蒙していただければなというふうに思います。

次に、要介護の方々の避難もそうなんです、今回も本当に改めて対応を考えていかなければならない問題だと思います。ということで、ぜひ御答弁にありました内容に努めていきまして、これを現実的な対応をしていただければなと。これは答弁必要ございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

井戸の件です。これ、所有者、私有なものというふうなことで、これに関してはというふうなことでございますが、了承を得て先ほど地域で対応していただければというふうな話がありました。地域で先ほどのハザードマップをごらんになっていただいたと思うのですが、そのような形で落とし込んである事実もござひます。お互いが本当に役に立って、ただそのときにいつあるかどうか分からないというふうなことなんです、井戸の持ち主の方からは日々やはりそれを維持管理しなければいけないと。例えば水質管理等をまずいつどうなるかわからない対応をしなければいけないというふうなことで、補助というのは例えばその維持の一助となればなというふうなこと。例えば、あと、今はくみ上げでモーターを使っているわけでありまして、実際モーターのくみ上げで電気がとまってしまったと、そうするとなかなかくみにくいんだと。発電機をあちこちから持ってきてくみ上げたという事実もござひます。小型の発電機があれば非常に助かるんだらうなというふうなことでもそういう対応をしていただければ非常にありがたいのですが、いかがなものでしょうか。

最後なんです、民間借り上げの仮設住宅でござひます。これは決算特別委員会の中でも阿部委員から実は触れてもおりましてけれども、実際不親切な部分、要は締め切った内容だけでござひまして、随時相談を受け付けておりますという一言を足してくれと。阿部委員の質問も出てしまったんだけどもというふうな話がありまして、インターネットも書きかえますよと、そうしてくれというふうな話をさせていただきました。実際問題、締め切ったことだけが浮き彫りになると、せっかく要望があつてそれを望んでいる方々が絶たれてしまうと、相談さえもできないのかというふうなことであきらめていらっしゃる方もいたというのが現実でござひます。ということで、まず災害救助法の中でも随時受け付けをしなければいけないというふうになっておりますので、ぜひこの辺、もう一文は多分足されていると思ひますので、この部分に関しては答弁は必要ございません。県の方も一生懸命対応するというふうなことで知事が陳謝というふうなことで対応していくということなので、これに関しては答弁必要ございません。

以上、1 問目、2 問目に関してだけはお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

笠神の関係ですけれども、給水等の広報は当然今度新しくついたりついたりについては広報できるというふうなことでござひます。

それから、区長の方々の意見を聞き取る機会も持ってもらいたいということでござひますけれども、当然できるだけ早目に区長の皆さんと今回の大震災もあつていろいろとお話し

したいこといっぱいあるかと思しますので、一堂に会してとなるとちょっと大変な時間を要するかなというふうに思しますので、組織としてどういうふうにするか、ちょっとよく考えてから区長方との懇談を持ちたいというふうに思います。

それから、天満崎の公園ですか。一番北側にあるところですね。備蓄をとということですが、備蓄のあり方に関しては小学校中学校で前にたしか皆さんに御理解いただいたところだと思いますけれども、これはちょっと現場等を見てみないといけないでしょうし、それなりに何か物置か何かあるのかな。ちょっとわかりません。現場を見てみないとわかりませんので、それは区長と相談しながらということにしたいと思います。もしできるものであれば、スペースがあるのであればというふうなことで、その辺は一番ちょっと離れ小島みたいになっていますので、あの笠神の1丁目の17番というのは。ほとんどもう塩竈区域内に入っているというのは私もわかっておりますので、その辺は地元と相談しながらやりたいというふうに思っております。

井戸の関係でちょっと補助というのがどうなのかです。多賀城市内に井戸の数というのは相当数あると思うんです。正式には幾らあるかというのは、恐らくちゃんとしたあれがあるのかな。ちょっと資料的なものもないんじゃないかなというふうに思います。かれたから上げるのにモーターのくみ上げで小型の発電機をとというふうなことで、そのたびに補助をつけるのが果たしていいのかです。ちょっとその辺、相当調べてみないと、何とも今回答できないなという思いでございまして、ぜひその辺のことを御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

天満崎のというか笠神1丁目17につきましたは、ぜひほかの地域についても区長方の要望等、苦勞されたと思いますので、職員の皆さんも大変だったと思うのですが、区長方、民生委員たちも大変だったと思います。ぜひその要望等を上げていただき、こたえていただければなと思います。

井戸の補助、要はかてくみ上げるのではなくて停電になったときでございまして、せっかく井戸があるのに使えなかったというふうなことで、その後しばらくたってから電気が動いてから水がというふうなことでございまして、補助に関しましては、補助の先に掲載してもいいかと。今回、非常に役に立ったというふうな情報で地域で対応していただいた方がいいのかもしれませんが、逆に市の方で例えば金額的なのか、それとも水質検査等の結果的にはお金の方となるんですかね。助成がされるというふうなこと、要は皆さんの使用に許諾をされたというふうなことで、そういう井戸についてはまず水質検査等の助成を行いますというふうな形もできると思います。ぜひその把握、地域から上げて行って、ハザードマップは今は地域でつくられるところが結構多いと思いますので、その指導等にそういう話ができればいいのかなと思いますので、決して強引に井戸を今から探して全部載せるというわけではございませぬので、今回非常に役に立った、本当におかげさまで市民生活の一部は本当に助かりました。そういうことで、ぜひ引き続き助けていただければなというふうに思しますので、その件で今回取り上げさせていただきます。御理解のほどお願いします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ここで15分間の休憩といたします。

再開は 11 時 25 分といたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開をいたします。

12 番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12 番 阿部正幸議員登壇）

○12 番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり大きく 3 点でございます。

初めに、このたび初当選させていただき、市民の皆様のため、多賀城市発展のため、そして復旧・復興に向けて一生懸命頑張っておりますので、先輩議員の皆様、市当局の皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

3 月 11 日発生いたしました東日本大震災、本市は約 3 分の 1 の面積が津波によって浸水し、甚大な被害を受けました。大震災により、市内では 188 名のとうとい命が奪われ、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。未曾有の大震災から 7 カ月が過ぎました。市民生活の再建を図り、本市の各産業が新たに活力あふれることを基本として、復興を目指す視点から大きく 3 点質問いたします。

1 点目は、仮設住宅入居者に対する今後の対応についてお伺ひいたします。

自宅を失った多くの被災者は、仮設住宅あるいは民間賃貸住宅から生活の再建の歩みを踏み出し、快適とは言えない環境の中で不安や悩みを抱えながらも、一日も早くもとの生活に戻りたいと皆さんが願っております。

本市においては、現在、373 戸の仮設住宅が建設されておりますが、6 月末現在で建設してありますすべての仮設住宅 299 世帯を対象に公明党市議団としてアンケート調査を実施いたしました。その結果をまとめ、8 月 9 日、市長へ要望いたしました。今後の対応について具体的に伺ひます。

第 1 に、近年、異常気象とも言うべき集中豪雨、あるいは大型台風の影響によって道路の冠水、床上・床下浸水もあり、市民は多くの不安を感じております。仮設住宅にお住まいの方からこのような雨対策として雨どいの設置や玄関のひさしを長くしてほしいとの要望が寄せられました。今後の雨対策について、どのように検討しているのか伺ひます。

第 2 に、多賀城公園野球場の仮設住宅から国道 45 号線方面へ行く階段があります。しかし、雨が降ると階段や手すりの鉄パイプが滑りやすい状況で大変危険です。また、鉄パイプの手すりは冷たいことから、これから寒い冬を迎える前に改善を要望いたしますが、いかがでしょうか。

第 3 に、仮設住宅で初めての冬を迎えるに当たり、暖房対策について不安の声を聞いております。今月 5 日付の新聞では、仮設住宅の断熱材追加工事や窓の二重ガラス化は、岩手県や福島県は進んでいるのに対して宮城県はゼロ%、宮城県の担当者は「対策は市町村主

体で県が実施する体制ではなかったと話している」との内容でした。仮設住宅の寒さ対策は今日6日、国の衆議院東日本大震災復興特別委員会で公明党議員が政府に対応を急ぐように要求し、厚生労働省は翌日の7日、国の負担で行うと宮城県を含む7県に対して通知を出しました。今後、仮設住宅の暖房対策について日に日に寒くなってまいりますので、一日も早い対策が求められておりますが、どのように検討しているのか伺います。

第4に、仮設住宅において気仙沼市では今日7日、灯油ストーブが火元と見られる火災が発生しております。仮設住宅すべての世帯に消火器の設置を要望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、大きな2点目として、雇用対策について伺います。

東北経済産業局は、指標に基づき、震災の影響は残るが回復の動きが見られるとし、日銀仙台支店でも東北経済の現状について全体として持ち直ししていると発表しました。しかし、本市では、工場地帯が甚大な被害を受け、一部撤退、廃業する企業も見受けられます。これまで本市の経済面、雇用面を支えてきた工場地帯の企業による経済活力拠点機能が喪失されることによる社会的な損失ははかり知れないものがあります。宮城県は東日本大震災後の失業者を4万7,000人と推計しており、本市の浸水区域内世帯では世帯主の約14%が大震災に伴い仕事を失っております。本市の震災復興計画の骨子で雇用については、先ほど松村議員の答弁で市長から「復興に向けた重点課題として掲げ、住まい、日常生活の再生と仕事、産業の再興であります」と紹介されました。

本市の雇用対策では、緊急雇用創出事業補助金を活用した雇用の取り組みも行っておりますが、この制度は短期雇用のため将来のことを考えると不安であり、生活の不安を解消できる長期雇用対策の推進が必要だと思っております。震災復興計画の骨子の復興ビジョンには、新しい形の仕事、雇用が創造されるまちとありますが、雇用対策について具体的な取り組みと今後どのように検討しているのか伺います。

また、企業誘致につきましては、市長の行政報告では、市長が先頭に立って誘致活動を推進され、横浜市に本社を置くIT関連企業が本市に東北初の支店を設置することになりましたことは評価いたします。

本市は、今後、(仮称)多賀城インターチェンジが整備される予定となり、さらに仙台港の背後に控える工場地帯など企業立地のメリットが多数ある中で、企業が立地したくなるような新たな魅力を備える工場地帯としての、魅力を備えていくための取り組みをアピールして企業誘致を進めていくことも必要だと思っております。企業誘致を今後どのように推進していくのか伺います。

大きな3点目として、被害認定基準についてお伺いいたします。

被害認定基準の調査につきましては、他の自治体から応援をいただき、市当局の皆様も不眠不休で取り組み、本当に御苦労さまでした。

さて、第1に罹災証明の判定基準につきましては、本市において10月6日現在、一部損壊の認定を受けた世帯は津波地区994世帯、地震地区4,333世帯、合計一部損壊の認定世帯は5,327世帯となっております。平成23年3月31日付、内閣府政策統括官から災害の被害認定基準について、迅速に認定を実施し速やかに罹災証明を発行するため簡便な方法が示されました。その内容は、津波による住家被害はおおむね1階天井までの浸水で全壊、床上浸水おおむね1メートルで大規模半壊、床上浸水で半壊、床下浸水で一部損壊となります。また、地震による住家被害認定調査による損害割合は、基礎の構成比が10%、屋根の構成比が10%、壁の構成比が80%と三つに分かれております。

しかし、本市がとった標準的な調査方法及び判定方法の区分と構成比は、外壁 10%、内壁 15%、床 10%、柱 20%、建具 10%、設備 10%、屋根 10%、天井 5%、基礎 10%と九つにも分かれ、その区分ごとに損害割合を出すようになっており、簡便な方法と比べると調査内容が複雑で調査にも時間がかかります。内閣府から迅速に認定を実施し、速やかに罹災証明を発行するための方法が示されましたが、本市ではなぜ簡便な方法を適用しなかったのか伺います。

第 2 に、被害認定業務の実施に当たっては、建築士、土地家屋調査士等の専門家へ委託することも可能でありました。本市では委託したのか伺います。

第 3 に、最初に一部損壊の認定を受けた世帯の中で、再調査の結果半壊となった世帯は何世帯あったか伺います。

また、一部損壊の認定を受けた世帯は、罹災証明の通知のみでなぜ一部損壊だったのかとの説明がないと多くの市民から不満の声を聞きましたが、それらの市民に対して納得のいく説明を行ったのか伺います。

以上、1 回目の質問とし、市長の答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

初めての質問で元気があって、なかなかめり張りのある質問で驚きました。答弁させていただきます。

初めに、仮設住宅入居者への今後の対応についてでございますが、柳原議員からの御質問にも回答いたしましたとおり、仮設住宅内歩行者通路のバリアフリー化のための簡易舗装、それから二重サッシを含む外壁断熱工事、それから玄関先の風除室設置、それとトイレの暖房便座化、最後に雨どい設置及び雨水排水工事につきましては、宮城県事業として県内全域の仮設住宅を対象に実施することになりました。

御質問の仮設住宅に設置されている階段の改善につきましては、現場を確認しており、滑りどめ及びパイプ手すりの木製手すりへの変更について今回の補正予算で御審議いただいたとおり、年内中のできるだけ早い時期に実施いたしたいと思っております。

暖房対策につきましては、前日の柳原議員からの御質問に回答しましたとおり、暖房器具の石油ファンヒーターストーブを各世帯 1 台ずつ配布すべく支援団体に要望している状況となっております。

それから、全世帯の消火器設置につきましては、消防法上の基準及び応急仮設住宅標準仕様書に基づき、仮設住宅の棟ごとに 1 台ずつ、計 80 台が設置されております。しかしながら、防火対策上、棟続きであるプレハブの仮設住宅において、各世帯ごとに消火器 1 台を設置することがより安心・安全と考えることも理解できますので、家庭用の小型消火器の全世帯分提供を支援団体に今要望しておりますので、支援物資の提供に応じて対応することとしております。御理解いただきたいと思っております。

次に、雇用対策についての御質問のうち、1点目の具体的な取り組みについてでございますが、東日本大震災により解雇・離職を余儀なくされた方々が多数おり、厳しい雇用情勢が続いております。本年、7月時点でハローワーク塩釜管内の有効求人倍率は0.44倍で前年の同月と比較いたしましてプラス0.1ポイント、前月比でもプラス0.08ポイントとなっており、若干上昇しておりますが、依然として厳しい状況が続いております。

さて、本市の雇用対策の具体的な取り組みでございますが、まず国の緊急雇用創出事業により、震災等で職を失った市民を優先に今年度は市の臨時職員として85名を直接雇用し、また民間企業への業務委託を通じて110名の雇用を創出しており、今後も積極的に事業を推進してまいります。

しかし、継続して安定的な雇用環境をつくり出していくには、被災した事業者の再建が必要不可欠と考えております。このため、市では今議会で御承認いただきました被災事業者再建支援事業を進めていくとともに、国の施策である中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や宮城県の施策である観光施設・製造業者等への復旧支援補助事業を商工会などの関係機関と連携しながら活用しようとする事業者への周知、相談、助言及び指導を行うなどして、被災した事業者がいち早く事業を再開して安定した雇用が図られるよう努めております。

さらに、国では震災等で職を失った方や被災した事業主に対しまして雇用の維持を図るなどの雇用助成事業を行っておりますので、ハローワークなどの関係機関と連携して、これらの事業が幅広く活用できますよう市の広報紙やホームページを通して積極的に周知を図っていきたくと考えております。

次に、企業誘致の今後についてでございますが、御指摘のとおり、まことに遺憾ではありますけれども、幾つかの企業の皆様は撤退を表明されました。このたびの震災により、多様な業種が集積する工場地帯の機能が失われることになれば、国内市場への素材・製品等の供給が絶たれ関連産業に重大な影響を及ぼすばかりか、雇用の創出など社会的にも大きな損失になることは避けられません。その点、市民生活の再建を一刻も早く実現し、以前にも増して活力ある多賀城を築き上げていくためには、工場地帯の復興が重要課題であるとも考えております。

したがって、まずは、甚大な被害をこうむった企業の皆様の一日も早い現地復旧・復興が実現できるよう、地元の営業所のみならず東京の本社を訪ね、その障害となっている個々の課題の解決に向けてきめ細かな相談や支援に取り組んでいるところでございます。

その結果、9月29日付の河北新報の朝刊でも紹介されたとおり、王子チヨダコンテナ株式会社様におかれましては、このたびの津波被害により全面操業停止を余儀なくされておりました宮内1丁目の工場につきまして、来年2月の現地再建に向けて取り組んでいただくことになりました。これは、地元経済にとって大変喜ばしい出来事でございます、さらには復旧・復興に向けて頑張っているほかの企業の皆様の大きな支えとなっております。引き続き、一日も早い復旧・復興に向けて企業の皆様方のお力になれるよう尽力してまいりたいというふうに思っております。

最後に被害認定基準についての御質問にお答え申し上げます。

1点目の簡便な調査方法の適用に関する御質問につきましては、御指摘のとおり、住家被害を迅速に認定できるよう内閣府からは簡便な調査方法が示されております。内閣府から示された調査方法では、先ほど阿部議員からもお話しされたように、津波による被害の判定基準は、床上浸水がおおむね1メートル以上の場合には大規模半壊、1メートル未満の床上浸水の場合には半壊とするというものでございました。この判定方法では、1メートル

ル以上の浸水と1メートル未満の浸水とでは被害の程度が異なることとなってしまいます。しかし、今回の津波による浸水が大量の汚泥や油がまじった海水によるものであること、津波の圧力による被害も大きかったことなどから、簡便な調査方法による判定結果が実際の被害状況とかけ離れてしまう状況であったため、本市では本来の被害認定基準運用指針に基づき、住家の部分別の損害程度を積み上げて被害の程度を判定する方法を適用しております。

なお、津波により浸水した内壁や外壁、床材は、汚泥や油まじりの海水による被害を受けたことから、再使用できないものとして被害の程度を判定しております。

2点目の被害認定業務を専門家に委託したのかという御質問につきましては、内閣府から応急危険判定士や建築士、土地家屋調査士等に被害認定業務を委託することも可能である旨通知がなされております。しかしながら、本市も含めて甚大な被害をこうむった被災地の多くでは被災した建物やブロック塀の危険度判定、さらには二次災害の防止、ライフラインや公共施設等の応急復旧などの業務に多くの建築関係の専門家が携わっておられる状況で、震災後数カ月間は家屋の被害認定業務を委託できる状況ではございませんでした。このような状況に対しまして、国税局や県税事務所、そして全国の自治体から、これまでに延べ約2,500名の職員の応援をいただきました。これにより迅速に被害認定業務を進めることができたものと考えております。

3点目の判定結果やその説明に関する御質問でございますが、再調査の結果、判定区分が一部損壊から半壊となった戸数は、9月30日現在で331戸となっております。判定区分が変更となる原因としては、たび重なる余震などの影響により1次調査では確認されなかった被害箇所が新たに見つかるなどのケースが挙げられます。

また、調査結果等に対して説明が不十分だったのではないかと御指摘でございますが、家屋の被害調査は家屋の所有者やそこにお住まいの方の立ち会いのもとに実施しており、調査の際には家屋の損傷箇所を確認するとともに、立ち会われた方に調査内容を説明しております。一部損壊や半壊といった被害程度の判定は、帰庁後、調査結果をもとに損害割合を積算して行いますので、判定結果は後日罹災証明書としてお送りしております。

なお、判定結果に御納得いただけない場合は、改めて再調査を行い、現場にて被害状況を再度確認しながら説明し、御理解いただけるよう努めております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

ただいまの市長の答弁で今回の仮設住宅の件につきましては、快適とは言えない環境の中で、また不安や悩みを抱えながらも一日も早くもとの生活に戻りたいという皆さんの声を踏まえての答弁かと思えます。

その中で、暖房対策についてですけれども、仮設住宅のほかに応急仮設住宅の対象となっている民間賃貸住宅の入居者に対しても、この暖房器具の設置をしていただきたいと思います。このように要望いたします。

また、在宅避難者への暖房対策につきましては、14日金曜日に市長が答弁の中で「応援していきたい」とこのように申しておりましたけれども、この点につきましても、民間賃貸

住宅入居者とあわせて在宅避難者への暖房用具の支援をしていただけるのかどうか、本市としてですね、その点を確認いたしまして市長の答弁を求めます。

2点目、雇用対策につきましては、震災による失業者や大学生の就職率が史上最低を記録するなど、若者の雇用が就職氷河期の様相を強めている現在、高卒の人材確保も含めて厳しい就職状況を打開する雇用対策及び今後の企業誘致に期待をいたします。この件につきましては、答弁は結構でございます。

3点目、被害認定調査は、簡易な方法による津波被害については、先ほどの答弁では1メートル以上の浸水と1メートル未満の浸水では被害の程度が異なってしまうことから簡易な認定方法を採用しなかったという答弁だったかと思えます。しかし、これは津波被害のみを想定したお考えでございます。本市では、一部損壊の認定を受けた世帯は、津波地区が994世帯、地震地区が4,333世帯でございます。地震地区の方が多いのは明らかであり、市内の津波の高さは本市で発表している被害状況概要では2メートルから4メートルとこのように発表されてあります。そうしますと、ほとんどがもう1メートルを超えているということでございます。また、津波地区は、ほとんど津波による長期避難区域の指定を受けており、生活再建支援制度における全壊の扱いになっております。これを考えますと、地震地区4,333世帯の一部損壊の認定を受けられた方、本市が適用した運用指針では、調査内容が複雑で認定までも時間がかかり、罹災証明の発行がおくれた原因とも考えられます。地震被害について、簡易な調査方法と大きく違うのは、壁の損害割合です。簡易な方法では、壁の40%程度仕上げ材が脱落し下地材にひび割れが生じている場合は損害割合が32%となり、半壊に認定されます。しかし、本市が適用した運用指針では、外壁がすべて脱落しても、これは住める状態ではありませんが、損害割合は10%ということの一部損壊の認定になってしまいます。被災者にとって、また調査する他県の応援職員、本市の職員にとっても迅速な認定を実施し、速やかに罹災証明を発行するためには、内閣府から示された簡易な方法を適用した方が適切だったと思えますけれども、再度市長の答弁を求めます。以上2点でございます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

第1点目の暖房関係です。

民間賃貸住宅の、あるいは在宅避難者への暖房をどうするのやということでございますけれども、いろいろな支援体制等ありますので、この件に関しては保健福祉部長の方から答弁させたいというふうに思います。

それから、一部損壊関係でございますけれども、これ具体的なものになりますので、市民経済部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

ただいま再質問のございました暖房器具の関係でございますけれども、これは在宅で被害を受けた方、それから仮設住宅ではなくて賃貸の借上げ住宅にお入りになっている方につきましても、それぞれ御事情をお伺いしながら対応を考えていきたいと。ただ、確実に

どれぐらいができるかということについての見通しにつきましては、まだ十分ではございませんけれども、社協で設置しております支えあいセンターあるいは民生委員の協力をいただいていると。あるいは、地区の役員との情報交換によってそういった対象世帯を把握していくと、適切に把握して対応してまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

まず、内閣府による簡易な判断という、なぜその選択をしなかったのかということでございます。

まず、多賀城市では、3月20日ごろから調査を開始いたしました。長期避難区域につきましては、4月末ごろだったと思いますが、そのころにその考え方が出てまいりました。ですから、多賀城市で調査を開始した時点では、その選択しかなかった。先ほど市長から申し上げましたけれども、津波の場合には1メートルを境にするような判断では非常に現実に即さない。ただ、その後、長期避難区域の指定が出てまいりまして、その時点ではその調査自体が何のためにしたのか一部わからなくなった面がございます。

また、被害の状況でございますけれども、本市では津波の地区では一部損壊まで含めて5,356件、そのうち約1,000件が一部半壊、一部損壊になっております。地震の地区につきましては、5,349件の調査を行い、そのうち4,300余りが一部損壊という結果になりました。つまり、全壊、大規模半壊、半壊については、約1,000件が該当したということになります。

それで、作業的には、こちらで行いました調査は津波の地区、地震の地区、双方合わせてほぼ同数の1万300件ほどの調査を行いました。ただ、今回の場合、被害が非常に甚大だったことであるために、津波の深さの深いところから、こちらとしては、私たちは調査をさせていただきました。その結果、地震の地区については4月末以降の着手となってしまったということになってしまったのが今回の被害の調査でございました。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

1点目の暖房対策の件でございますけれども、現在、14日の金曜日、本市のホームページで支援物資の提供を呼びかけているという市長の答弁がございました。ホームページを見ますと、この暖房対策につきまして、石油ストーブ、ファンヒーター400台となっております。今回、応急仮設住宅に適用されている民間賃貸住宅の入居者は、本市で10月6日現在1,194件となっておりますので、400台ではどこにも足りません。この辺、支援物資の要請を行うには、現状をよく把握した上できちんと広く支援物資の呼びかけをお願いできればと思います。

さらに、在宅避難者への暖房支援を考えると、石油ストーブ、このファンヒーターだけではなくて、厚生労働省でも発表ありましたけれども、ファンヒーターのほか、ホットカーペット、また電気こたつについてもこのホームページによる支援提供の呼びかけが必要かと思っておりますので、この点につきましてはいかがでしょうか。1点、まずこの答弁を求めます。

3点目、被害の認定調査ですけれども、3月20日時点で調査に入ったということで、4月末に長期避難区域の指定がありましたという答弁の中で、先ほど私の聞き間違いかどうか分かりませんが、4月以降に着手したというような答弁でございます。これにつきましては、一番大事なのは、災害救助法という法律に基づいて被災者のためにどの制度を使った方がいいのかという、要するに内閣府から3月31日に示された簡便な方法がよかったのか、あるいは通常の本市が適用した制度がよかったのか、あくまでも被災された方の立場に立ってその制度の選択をしていただければよかったと思います。

私、5月の連休に「内閣府から簡便な方法が出ているけれども、御存じですか」という電話をしましたら、市当局では「知りません」と、5月の時点でこういう回答でございます。これは明らかに勉強不足でございますし、内閣府の簡易な方法につきましては、宮城県のホームページに今でもアップされております。そういうことを考えますと、この一部損壊の認定を受けた方、地震地区4,333世帯、津波地区では一部損壊994世帯と、これは市のホームページに10月6日現在ということで表示されております。こういうことでございますので、まず調査につきましては、被災者の立場に立った調査をお願いしたい。

さらに、今回市民の方から寄せられている声でございますけれども、一部損壊の認定を受けた方がなぜ一部損壊なのかその理由を求めても、具体的な理由につきましては教えていただけない。また、不服の場合は再調査しますので申請してくださいとこのような回答でした。電話で再調査を依頼しましたが、電話での再調査依頼は原則受け付けていないとこういう説明もあった。窓口業務時間帯に行くためには、この再申請をお願いするためには、仕事を休んでいかないと申請に行けないと、こういう状況を申し上げたらやっと聞き入れていただいたという状況です。

また、別の方が一部損壊の認定を受け、窓口で説明を求めましたけれども、その説明に納得がいかないと、6階の被災者相談窓口へ行って相談したところ、6階ではよく話を聞いていただいたと。再調査のときに詳しく話してみてくださいとこのように言っていただいて納得して帰ってきたと。本来、6階の被災者相談窓口は生活再建に向けた取り組みを支援するために開設されたところであり、窓口業務の不満を相談するところではありません。もちろん、忙しい中、被災者の立場で丁寧に説明をして親切に対応して下さる職員がいるのも私わかっております。本市の人材育成基本方針には、求められる職員像に「市民から信頼される職員」とあります。また、若手職員の声に「仕事をしてやりがいを感じる時はどんなときですか」という質問に対して、窓口に来られた方を笑顔でお見送りできたとき、また窓口や電話で感謝されたときとこのようにありました。職員の皆さんは忙しく、電話や窓口業務も大変だと思いますけれども、特に被災者の方が窓口へ行った際には、よく話を聞いていただき、納得する説明を心がけて今後の対応をお願いしたいと思いますが、市長、このお考えはいかがでしょう。答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

阿部議員おっしゃるとおりだというふうに思います。そういう苦情、いろいろ寄せられていることもいろいろ聞いております。何回も私も言われましたし、当然笑顔で優しく対応すべきだというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

冬に備えた暖房対策に関しましては、御指摘のとおり、幅広い資材についての提供をホームページ等を通じて要望を出していきたいというふうに思っております。全国からさまざまな形で支援をいただいております。今現在も冬用の衣料についての提供申し出もいただいておりますので、そういったところも含めまして被災した方々に対する支援を継続して行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

簡便な方法をとらなかったことについては、改めて申し上げます。津波の地区については先ほど述べたとおりでございます。今回の簡便な方法では、地震の地区の調査におきましても、外壁に損傷がないと点数が低くなってしまいます。非常に低い評価になってしまう可能性があるということで、多賀城市としては標準の調査方法を選択させていただきました。また、この簡便な方法が示されているのを知らなかった職員がいたということに関しましては、改めておわび申し上げます。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開をいたします。

8 番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（8 番 藤原益栄議員登壇）

○8 番（藤原益栄議員）

通告どおり、2 点につき質問をさせていただきます。

まず、第 1 点は、長期間にわたる断水を二度と起こさないためにあらゆる可能性を追求していただきたいという点でございます。

御存じのとおり、本市の水源は大半を仙南・仙塩広域水道に依存しておりまして、広域水道からの水の送水がストップしたために、20 日間以上の長期間にわたりまして断水となりました。市民の方々に多大な御迷惑をおかけし、私自身も申しわけなく思っておりますが、ふだん何気なく使っている水のありがたさを改めて思い知らされました。

市自身も他自治体から多大な援助をいただきましたが、市民は長いこと給水所に並んで、あるいは近所からの井戸水を分けてもらい、あるいはボーリング業者の御厚意等による自家水等で苦境を乗り切りました。

私は、市民の皆さんの助け合いと水の供給に奮闘された関係者の方々に改めて感謝と敬意を申し上げたいと思います。同時に思いを強くしたのは、長期の断水は何としても避けねばならないということでございます。考えられることは三つございます。

まず、県の企業局に必要な対策をしっかりととっていただき、仙南・仙塩広域水道からの送水を安定的にやっていただくことでございます。既に、県に対して対策をとるよう市として求めているものと思いますが、県はどのような対策をとろうとしているのか御答弁をいただきたいと思います。

二つ目に、市自身も対策をとる必要があるのではないかという問題でございます。県にきちんと対策をとっていただくことは当然ですが、何しろ水源は七ヶ宿ダムでございます。非常に遠いところでございます。それだけにリスクが高くなってございます。

そこで、かつて七北田川沿いから地下水をくみ上げ、新田の浄水場で浄水をして市民に提供していたわけですが、非常時にそうした対応をすることはできないものかということでございます。

新田の浄水場については、県からくみ上げ制限がかかっていること、コストの面から大分前から稼働停止をとの声が出ておりました。これに対して、私どもは、気仙沼市の大川にタンクローリーが転落をし長期にわたり断水したことなどを例に挙げて、水源を1カ所に頼るのは危険であり、新田は停止すべきではないと主張していたわけであり、今、最後の段階で妥協したことを反省をしてございます。

さて、非常時に再度新田の浄水場を活用できる可能性はないのか、答弁をいただきたいと思えます。

三つ目の提起ですが、二市三町の広域で見た場合に、余剰水源があるところはないかという問題であります。七北田川沿いの井戸水の揚水制限がかかり、かつ仙南・仙塩広域水道の通水のおくれで臨時の水源をどうするかということが議論になった際、塩竈市が七北田川に持っている水利権を活用できないのかと、そういうことが議論になったことがございます。二市三町での広域で非常時の対応ということは考えられないものかどうか、これについても御答弁をいただきたいと思えます。

質問の第2点は、今回の震災が千年に一度の大震災の規模であるという割には、本市の被災者支援等の取り組みの構えが小さくはないかという点でございます。

本市の関係者の間では、貞観11年5月26日に大きな地震が発生をし、多賀城の諸施設がごとごとく倒壊をし、多大な犠牲者が出たことはよく知られておりました。大伴家持も指揮をしてつくられました第Ⅲ期の政庁が地震で倒壊したことは発掘上も確認をされております。城南地区の土地区画整理事業に関連をした市の埋文センターの発掘では、南北大路が大きくえぐられ、一面砂の層があり、貞観の津波の痕跡と思われる遺構も発見をされておりました。12年ほど前のことでございます。

さて、日本三代実録の貞観11年5月26日条、現在の暦に直しますと869年7月13日になりますが、地震と津波の様子を次のように記してございます。「みずのとひつじの26日、陸奥の国の地が大きく震動し、流光は昼のごとく隠映す。」流光は流れる光で、隠映は隠れたりあらわれたりすることであり、つまり、貞観の地震は夜だったということがわかります。「人民叫呼し、」叫呼というのは泣き叫びですが、「伏して立つことあたわず。」起き上がれなかったということであり、「屋倒れ、家屋が倒れて圧死し、地裂け、埋まり殪ず」——殪ずというのは即死の状態を言うようであり、「城郭、倉庫、門櫓」——門とやぐらですが、「墻壁」——これは築地のことです、「城郭、倉庫、

門櫓、墙壁は頽落顛覆し、その数知れず」。つまり国府の建物のあらゆる物が崩れ落ちてしまったということが書かれています。驚濤——荒れ狂った波はたちまち城下に至ると。その津波がたちまち城下に来たと。「原野、道路、たちまち滄溟となす。」滄溟というのは青々とした海の状態を言うようですが、道路も原野も海のような状態になったと。「乗船のいとまなく登山及びがたく、溺死者は千ばかり。」登山というのは高台に登ろうとしたけれども、その間がなくて船で逃げようとしたけれども、船で逃げることもできなかったと。そして、1,000人が亡くなったというふうに記録をされています。今回は、砂押川の堤防が津波を遮ってくれましたけれども、もっと堤防が低かったらやはり城下、城南地区のあたりまでこの津波は今回も来たのではないかというふうに思うわけがあります。千年千年と言っておりますが、厳密に言いますと今から1142年前のことになります。

次に記録されております大きな地震は、慶長16年10月28日、これは12月2日に今の暦に換算するとなるようなのですが、この大地震と大津波であります。仙台領内で1,783人が亡くなったと記録をされているようであります。

先ほどの日本三代実録の記述からしますと、多賀城だけで1,000人が亡くなったと判断されるのに対して、こちらは仙台領内の話でございます。当時の海岸線の仙台領は、北は現在の釜石市の南端であります唐丹というところから南は山元町の坂元までが仙台領でありました。また、慶長の津波だけではなく、明治、そして昭和の三陸津波のときにも多賀城の被害は記録されておられません。私はその記録を見ていないだけかもしれませんが、多分あったにしてもそれほど大きくなかったのではないかということだと思います。こうして被災地域の広域性、多賀城の被害の大きさから言いますが、今回の震災は間違いなく千年に一度の大震災だと言ってよかろうと思います。

ところが、市は、こういう大災害に遭遇しているにもかかわらず、市の構えはそれにふさわしいものになっておりません。それは、一部損壊被災者への支援に象徴的にあらわれております。当初の当局案は、修理代50万円以上100万円未満は5万円の支援金、100万円以上については10万円というものでございました。その後、14日の金曜日に5万円から10万円までを段階的に実施したいということになりました。

マンションの修理代についても、共用部分も対象にすると見直した点については評価をいたします。しかし、修理代99万9,999円では5万円で、100万円では10万円という1円の差で5万円の差が出るという問題は解消されましたが、49万9,999円ではゼロで、50万円では5万円、こんな極端な助成金でよいのかという問題は今も残されております。

私には、応援してあげたいというところから物を考えているのではなくて、いかにして支出を少なくするのかというところから考えているようにしか見えません。お金がないと言うかもしれませんが、それは通用いたしません。当面使う当てのない25億円の土地開発基金があります。しかも、被災者の支援に基金から支出するというのは、財政原則からいってもかなってしております。財政運営の原則に経常的支出には、経常的収入を充てるというのがございます。これは当然のことでありまして、毎年毎年支出するものに基金などの臨時的収入を充てていけば、基金がなくなった時点で経常的経費の財源が枯渇をし、支出できないという問題が発生するからであります。逆を言いますと、一時的な臨時的支出には臨時的収入を充てるというのは理にかなってありまして、市の財政構造に影響を与えるものではありません。つまり、被災者の支援に基金を活用するというのは、まことに理にかなっているわけでありまして、にもかかわらず、25億円もの当面使う当てのない基金を持ちながら、何で支援の支出をちゅうちょしているのか、私にはさっぱりわかりません。私は、市長に対し、財政運営の原則をしっかりと認識をしていただいて、千年に一度の大震

災にふさわしく思い切って被災者の支援や復旧・復興に取り組んでいただきたいと思います。市長の答弁を求め、最初の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員からの御質問のうち、水道事業につきましては後ほど水道事業管理者から答弁させていただきますので、私の方から復旧・復興事業についての御質問にお答え申し上げます。

東日本大震災の発災後、一刻も早い復旧・復興を目指して各種事業に取り組んでおりますが、一方では今後必要となる財源の確保に憂慮しているところでございます。今後、生活再建の困難さから生活保護が必要となる世帯の増加が見込まれることにより、扶助費の急増も予測されます。また、災害廃棄物の処理、災害復旧工事などの事業の財源に充てる市債額が多額に上り、後年度において大きな公債費負担が生じることとなります。

さらに、これらの義務的な経費に加えて、多賀城市を被災前よりも一層魅力のあるまちに復興するためには、私たちが今までに経験したことのないほどの膨大な費用の投入が必要となることが容易に予想されます。

一方では、市の収入の基幹となる市税収入は震災前から減少傾向にあったものの、被災による資産の減失、失業による所得の減少などにより、その傾向をさらに強めることが予想されます。このような極度の財源不足を補う地方財政措置については、国の3次補正による対応が検討されているところではございますが、その詳細はまだ明らかとなっておりません。現在、一般財源の不足は、財政調整基金を取り崩して対応しているところでございますが、場合によっては財政調整基金だけでは不足し、今年度中にも土地開発基金などの他の基金を取り崩して対応しなければならない状況も予想されるわけでございます。

また、今年度は乗り切れたとしても、土地開発基金などを取り崩さなければ来年度以降の予算を編成できない状況が生じると言っても過言ではないものと考えております。

今後も、復旧・復興に向けて持続した自治体経営をしていかなければなりませんので、現在の状況下で大きく土地開発基金などを取り崩し備えを少なくするということに対しては、大きな危惧を覚えざるを得ません。

そのような中で、さきに一般会計補正予算（第6号）でお認めいただきました被災事業者再建支援事業、被災住宅補助事業につきましては、被災された方々にとっては十分な支援とは言いがたいものとは思いますが、現在の財政状況下で可能な範囲で実施することとしたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

藤原議員の水道事業についての御質問にお答えを申し上げます。

去る3月11日発生の東日本大震災に伴い、宮城県仙南・仙塩広域水道及び仙台分水からの送水が停止されたことにより、本市給水区域全域で断水となり、さらには広域水道給水区域につきましては、20日間以上というかつて経験したことのない長期間の断水を余儀なくされ、この間、市民の皆様には大変な御不便と御迷惑をおかけいたしましたことに改めておわび申し上げますとともに、応急給水復旧作業に対しましては御理解と御協力をいただき感謝を申し上げますところでございます。

広域水道からの送水再開後は、幸いにも市内配水管などの損傷が少なかったことから、津波による瓦れき等の撤去に合わせ速やかに給水を開始することができまして、6月2日にはすべての地域において復旧することができました。

さて、御質問の仙南・仙塩広域水道への依存度が高いとされることですが、本市の都市基盤整備に連動しての水需要に対応するため、宮城県仙南・仙塩広域水道用水供給事業に参画し、平成2年4月に受水を開始したものでございます。

一方、昭和51年に第3次拡張事業として整備した自己水源である新田浄水場につきましては、地下水を水源として供給稼働してきたものの、経年による水源への性状等の変化、周辺地域への地盤沈下などを考慮し、さらには近年の水需要の低迷により平成17年4月から浄水場の運転休止を行い、現在に至っているものでございます。

新田浄水場の再稼働等を検討すべきとのことですが、施設の再稼働に際しましては、管理棟の耐震化、電気機械設備並びに浄水処理施設など、既に耐用年数の経過とともに老朽化が著しく、新たに多額の資本投資が必要となることから、再稼働につきましては現時点で考えておりませんので、御理解を願います。

今後における災害等への対応策でございますが、宮城県企業局と受水団体17市町との構成による仙南・仙塩広域水道用水供給事業危機管理等検討委員会を設置し、水供給の安定化を図るため、現状の送水管の問題点を整理・把握し、連絡管によるループ化などのバックアップ体制の強化について検討しているところであり、23年度から基本設計に着手することとされており、本市としてもこれらの早期実現について強く要望してまいります。

また、従来から取り組んでまいりました災害対策としての管路の耐震化の推進を図るとともに、今回の災害を教訓としまして、上水道部危機管理対策マニュアルの検証・見直しを進めているところでございまして、今後とも安全・安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、二市三町広域化については、将来的な調査研究課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

水道についてなんですが、結論的に言うと、新田は多額の投資になるのでその考えはないということでした。県がいろいろ耐震化工事をやるのは、これは当然ですから、さらに強く求めていただきたいと思います。それで、私、可能性として三つ提起したんですが、多分今の時点で例えば新田の浄水場をもう一回稼働して幾らかかるのかとか、数字的なことは多分用意されていないのかと思いますので、今後、いろんな機会にこの問題については私どもも研究をしていきたいと思っていました。

それから、二市三町についても、私は、水道について言うと二市三町で広域化、そもそも経営自体を広域化してもいいんじゃないかなというふうに考えているんですが、それ以前の話としても、いわゆる塩竈市が七北田川に水利権を持っていて使っていないというのであれば、そういうようなことも経営統合する前の段階であっても可能性はあるのではないかなという気がするんです。仙南・仙塩広域水道から間違いなく来るのが一番なんですが、そうでなかったときのことを考えると、そういうふうな可能性も研究した方がいいのではないかなと思うのですが、ちょっとこの点について再度答弁をお願いしたいと思います。

それから、千年に一度なんだから、もっとかばんを大きくしてやったらどうだと、金もあるじゃないかという話なんですが、市長が言っているのは千年に一度なので金をとっておきたいと、そういう感じなんだね。多賀城の基金、65億円なんですけれども、この65億円全部が使える金じゃないというのは、私もよくわかっていますよ、いろいろあるから。だけれども、ともかく土地開発基金については、当面使う当てがないということなんです。それで、65億円の基金というのは、ちょっと今データがないんだけど、類似都市の中では比較的金を持っている方なんです。65億円の基金というのはね。政府がいろんな復旧・復興事業をやる時に、政府がですよ、多賀城は基金がいっぱいあるからあなたのところに金出すのは少なくするからねなんていうことはしないんですよ、そういうことは。やっぱり厳しいところも基金があるところも公平にお金を出すわけですよ。だから、多賀城にも厳しいところは幾らでもあるんだと思うんです。だから、私は大変なのはわかるけれども、そういう点からいうと、これまで市民の負担で蓄えられてきた、しかも差し当たり使う当てのない金については、こういうときに放出しないでいたらいつ使うんだろうと、何をそんなに小さくなっているのかなという気がするんです。それで、先ほど私、財政運営の原則というのはこういうのがあるんじゃないかと言ったのですが、要するに今後厳しくなるからお金持っておきたいということですよ、市長が言っているのは。その例に、例えば生活保護がもうふえるんだとか言っているわけ。さっき言ったように、私は楽になるとは思いませんよ。やっぱり震災があって税収も減って支出はふえるから。だけれども、経常的な支出については、やっぱり経常的な経費を充てるべきものなのであって、経常経費がいっぱいかかってくるから貯金はとっておきたいというのは、私はちょっと何か無理がある。というのは、やはり経常的な経費には経常的な収入を充てるというのが原則なんです。でないと食いつぶしになっちゃうから。それはそれで考えるべきものです。そういう意味では、長年の市民の負担でためられてきたお金について、千年に一度の震災にやっぱり元気になってちょうだいとお金を出すのは当然じゃないのかなと思うんですけれども。市長、いかがでしょうか。

それから、あちこちに行きますが、千年に一度というのは多分認識同じですね。それも答えてください。

それから、5万から10万までのお金なんです。最初の段階では5万からいきなり10万ということだったんですが、それが1万刻みで段階を踏むようになりました。これは多分、さっきも言いましたが、99万9,999円だと5万で、100万になると1円違って5万に上がると、そういう矛盾を解決したいということでやったと思うんです。さっきも言ったんですけれども、49万9,999円だとゼロで、50万円になったらいきなり5万円になると。こういう極端さは全然解決されていないんですよ。財政についていろいろあったにしても、こういう支援制度のままでいいんだろうかというような私は非常に疑問を持っているんですけれども。その辺について再度回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員がおっしゃるのはよくわかります。経常経費には経常的収入でということもよくわかります。千年に一度の認識ということでございますけれども、本当に1,142年前の869年にあった、そのまま今回の震災が来たなということで、あとやっぱり1,000年後にはまた同じような地震なり津波が来るのかなという思いがいたします。

ただ、今の現状を考えますと、一般会計予算が今までかつてないほど400億、普通の会計ですと200億という段階がもう既に倍以上になっていると。瓦れきの処理等を考えますと、恐らくや国の3次補正なりにも盛り込まれるかと思えますけれども、国の負担、それから地方の負担というのを地方交付税で、あるいは特別交付税で見ますよとは言ってみても、幾らのどれだけくるかというのは全くまだ未定なんです。ですから、その辺のことをよくわきまえないと私はいけないんじゃないかなというふうに思っております。できれば、こういう土地開発基金なり、確かに藤原議員おっしゃるように千年に一度だからそのお金をどんどん使ったらいいんじゃないかと。使いたいですけれども、私は、先ほど松村議員からお話のあった例えば八幡幹線ですね、雨水幹線、あれだって今後のやっぱり大雨のときの、台風あるいは洪水のために早期に整備するためには、恐らく10億以上かかるんじゃないかなという感じもいたします。あれだって早くやらなくちゃいけないし、あるいはその前にいらっしゃる深谷議員の方も、高橋の雨水幹線等もこれは整備しなくちゃいかんということで、できればそれなりの方向性が今回の震災のことがある程度落ちついてきたら、そちらの方の整備にそういうお金を逆に使うべきじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺の御理解もいただきたいし、やっぱり水害対策、津波対策、これからどんな膨大なお金が必要かまだまだ不明でございますので、ぜひ御理解いただきたいというようなことでございます。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

新田浄水場の関係でございますが、実は新田浄水場につきましては、当時昭和50年代前半、51年でございますが、総事業費約10億ぐらいかけて建設した施設でございます、あそこの施設は地下水を処理する浄水場でございます、たまたま議員から御提案ございました塩竈市で持っています水利権、七北田川でございますが、これは表流水でございます。川の水でございますので、これを処理するとなるとまた別な施設が当然必要となってまいります。ちなみに、例えば1トン当たりの水を処理するわけでございますが、その単価が最近では大体30万ぐらいかかると言われてございます。ですから、表流水を処理するとなると8億ぐらいの投資は必要になるのかなと考えてございます。

それから、広域化の問題でございますが、今現在、二市三町の塩釜地区の中で実は水道事業連絡協議会という組織がございます。その中でさまざまな検討課題を二市三町で勉強会をしましょうということで、主な内容は水道事業に対する情報交換、それからあと、こういう災害時での用水供給の相互協力とか、それから当然将来的な広域化に関する調査研究なんかも勉強会をしてございますので、その中で議論を深めていきたいなと思っております。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

水道については、特に連絡協議会があるということなのですが、災害時のこの相互援助ということについて、地震だとどこもやられちゃうのでなかなか難しい面もあるかもしれませんが、特に災害時の支援について深めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、東日本大震災からも立ち直る上で莫大な金がかかるというのは、これはよくわかります。よくわかるんだけど、これはそれぞれの自治体の課題じゃないんです。被災した自治体に「あなたのところ自力で何とかやれ」と、これやっていたんでは復旧できないんです。だから、災害自体はやっぱり国が責任を持ってやらなきゃいけないものだなと私は思うのです。その中で、国の制度の何か光が当たらない場所について、いろいろ議会の中で提起があったわけです。そのときに東日本大震災からの復旧で金がいっぱいかかるからその金は使いたくないというなら、やっぱり今度の震災からどういうふうに全体として立ち直っていかうかという議論をしているときに何かやっぱり萎縮している感じがするんだな。この東日本大震災自体は、やっぱり私は国だと思います。でなかったらとても立ち直りはできないですよ。そういうふうな考え方が必要ではないかということがまず1点です。

それから、二つ目、財政上の問題でいろいろあったにしても、今までの議論はなかなかやっぱり最後はセンスの違いということになって、まあどちらとも言えるかなというようなこともあるかと思うんですが、例えばさっき言った一部損壊と被災者に対する支援金のことで、工事代が49万9,999円までゼロで50万になったらいきなり5万と、こういう支援制度でいいんだろうかというのは、もう私は本当に疑問です。金が今からいっぱいかかりそうだからということになると、こういう支援金もありなんですか。ちょっと私はもう少し考えた方がいいと思うんですけども。どうですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員おっしゃったように、今回の震災に関しての大きなところは当然国でやるべきものでございまして、先ほど私今申し述べましたように、特別交付税なり、あるいは普通交付税なりというもので市町村が負担しないということが大前提ではないのかなというのは全く同じだというふうに思います。ただ、今回の一部損壊の方に対しましてのやり方で、ただ49万9,999円というのは、まずそういう領収書はあり得ないんじゃないかなという思いもいたしますけれども、切りがなくなっちゃうといえれば切りがなくなっちゃうんです。どこで線を切るかというのが大変なこととございまして、この間皆さんに御理解いただいたように50万以上というところで線を切らせていただきましたので、その辺のことをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。これからも何かいろんな形で細かいところで配慮すべきものも出てくるんじゃないかなというふうに思いますから、その辺はじっくり考えながら、市民の方々のために頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

6番米澤まき子議員の登壇を許します。米澤議員。

（6番 米澤まき子議員登壇）

○6番（米澤まき子議員）

今定例会のトリということになりました。皆様方には、お疲れのところ、しばしお時間を共有していただきたいと思います。

避難所に指定されている学校施設の防災機能の整備について2問質問させていただきます。

学校施設は、児童・生徒の教育の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として役割を担っております。過去の大規模災害に際し、学校が多くの住民を受け入れたことは広く知られています。東日本大震災においても、避難所となって地域住民の避難に大きく貢献しました。平成23年8月に文部科学省が岩手、宮城、福島県を除いた全国の公立学校施設の防災機能に関する実態調査の結果を公表しました。この結果、校舎ほか施設の耐震化の整備不足、備蓄倉庫の不足、防災機能の不足が浮き彫りになりましたが、幸いにも多賀城市は小中学校の耐震補強事業を市長が他市に先駆け推進してきたおかげで子供たちの安心・安全、そして地域の皆さんの避難所となったこの学校についても安心・安全を図ることができましたが、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない状況にあるのではないかと思います。

発災当時、私は事務所におりましたので、地域住民の皆様と一緒に小学校への避難が可能でしたが、東小学校での状況で目についたのが児童の安全確保、避難行動への対応とあわせ、避難してきた地域住民への対応が重なり、教職員が混乱したのではないかと思います。

県教育委員会と仙台市教育委員会によりますと、避難所として利用されたピークは3月17日で、仙台市以外が168校、仙台市が132校の合計で300校です。全公立学校770校の39%を占めました。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの発生後の学校施設での避難生活にさまざまな不便が生じ、課題が指摘されました。これを受けて文科省では、安心・安全な学校づくり交付金の対象事業として余裕教室を備蓄倉庫など地域防災のための施設に転用する場合の手續の大胆な、大幅な弾力化、簡素化を図っていますが、本市ではどのように学校敷地内への防災、備蓄倉庫設備の設置を進めてきているのか、現状及び今後の方向性について伺います。

次に、発災からたび重なる余震の中、避難所での暗やみと寒さに震える住民の皆さんの姿が今でも忘れることができません。体育館に上る階段に1カ所でも明かりがあったら、体育館の中に少しでも明かりがあっただけでも皆さんの思いは救われたのではないのでしょうか。

今、新たな新エネルギーとして太陽光発電が注目を集めています。被災地の環境に合わせた一時しのぎの設置でも太陽光パネルを設置して自然エネルギーで夜間照明と携帯電話等の情報機器への電力を賄う支援を行ったボランティアの方々がいる事実を知り、幸いにも我が市の学校には太陽光発電の設備が設置されております。この発電装置には備蓄設備がないため、日中、また天気の良い日しか稼働しません。ぜひ、この設備を有効にするためにも、蓄電設備を増設してはいかがでしょうか。省エネのLED照明を何個か、また通信設備はパソコンなどが使用ができ、日照が4日ないし5日なくてもよい蓄電設備でしたら、それほどの金額がかからないと思います。蓄電池寿命も、使用状況にもよりますが、現在では10年から14年となっております。何よりも燃料の心配がありませんので、ポータブル発電機のようにエンジンのかかるかからぬの不安の心配がありませんので瞬時に作動してくれます。自家発電装置、ソーラーパネルを含み、その現状と今後の整備方向について伺います。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の避難所に指定されている学校施設の防災機能の整備についての御質問につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

それでは、米澤議員の避難所に指定されている学校施設の防災機能の整備についての御質問について、私の方から御回答申し上げます。

今回の大震災では、約1万2,000人の住民が災害からの身の安全を図るために、各避難所や民間施設に避難をいたしました。この人数を収容するためには大規模な収容能力を持つ施設が必要だということは当然でございます。

今回の震災に当たって、市内のすべての小中学校や東北学院大学工学部等に多くの住民が避難をいたしました。このような状況のもと、避難者に迅速な備蓄品の提供を図るためには、大規模指定収容避難所となっている各学校施設に備蓄しておく必要があります。

このことから、余裕教室のある多賀城小学校、天真小学校、東豊中学校、第二中学校の4校に分散備蓄を行っております。今後とも、基本的に余裕教室等を利用しながら分散備蓄を考えてまいりたいと思います。

次に、自家発電設備についての御質問でございますが、高崎中学校を除く市内小中学校全校に太陽光発電の設備を備えておりますが、機器の性質上、電力の供給が不安定であるため、非常用発電として使用することができませんので、災害に備え非常用発電機を各小学校にそれぞれ1台ずつ配備してございます。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

14日の金野議員の方でもやっぱり備蓄の関係で質問されていたときに、今の分散備蓄、多小から始めて天真、東豊、多賀城二中ということでしたよね。その中で、結局高崎中学校に関しては市役所が近いのでそれに関しては保留というふうに答弁されていたようですが、これはなぜ。やっぱり小中学校が避難所であるということは住民の皆さんの認識があるということは、ある程度そういった施設は充実しないといけないというふうに私は考えていますし、まして高崎中学校に行けない方はすべてが市役所に来られるかというそういう問題でもないと思うので、その備蓄の問題はもう少し掘り下げてきちっと調査した上で全部すべて私はやる必要があるのではないかと。

それから、八幡は津波の心配があるということでもまだその問題については手をつけていないと思うんですけれども、ちょうどいろいろ情報を調べていましたら、やはり津波被害に遭った地域の学校というのは、どうしても1階の部分に置いているものですから、すべてそれに関しては上の方の階に全部それを移動するというふうになっている学校もあるというふうになっておりますので、その辺をもう一度精査した上で、きちんと対処していただきたいなと思います。

ちなみに、この分散備蓄は大体どれくらいの量を目安にしてやっているのか。それが1点伺いたいということ。

それから、太陽光についてなんですけれども、自家発電といいますけれども、これは自家発電でもガソリン入れたままだとキャブレターでだめになる場合がありますよね。多分、そういった問題が今回もあったのではないかと。

その前に一つ忘れていました。私、小学校の方で職員の方皆さんに本当にお世話になったと思います。電気が通じないために、カーテンを外して皆さんを温めていただいたりとか、それから東小学校の場合は階段があります。エレベーターを使えない状態なんですけれども、車いすの方を皆さんで全部上まで運んでいただいたという、本当に感謝し切れない部分があります。そういった中でも、早く本当に電気がつけばいいなという、先ほど藤原委員は水のありがたさを言っていましたけれども、本当にライフラインのありがたさを本当に痛感したことがありますよね。

そのために太陽光、自家発電はきちんと1カ月に一度とかきちんと点検しなければ、いつまた災害が起きたときにつかない状態という不備があるのではないかなと思うのですが、その辺のことはきちんと点検するような形で指示は与えているのか、その辺を2点伺います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

指定になっている学校施設については、いつでもどんなときでも開放して市民の方々に役立てるというのは当然であります。それで、備蓄その他については、ただいま4校ですから、これについてもいろいろ課題があると思います。ただ、教育委員会としては、余裕教室があればすべてそっちの方に開放するというふうなことは十分に考えております。

なお、この備蓄の詳細について市長部局ということでもかかわりがありますので、総務課長の方からお話を申し上げたいというふうに思います。

それから、太陽光発電ですね。その方の点検については、十分にやっております。ただし、蓄電するというふうなことについては、また若干問題はありますが、十分点検をしております。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

それでは、各学校への現在の備蓄状況について申し上げたいと思います。

備蓄している小中学校につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、多賀城小学校、天真小学校、東豊中学校、多賀城第二中学校の4校でございます。

備蓄品の主なものについて申し上げたいと思います。

各校共通でございますけれども、まず毛布が各校200枚程度、それから簡易トイレを設置してございます。それから、食料といたしまして乾パン類が約1,800食程度、1校につきです。それから、ブルーシートが45枚、トイレトーパー適量ということになります。それから、水でございますが、2リットルの6本を1箱としまして50箱程度。それから、間仕切りをしたり床に敷いたりする段ボールが約500枚程度、それぞれ各校の方に現在備蓄してございます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

これだけの量があればある程度安心なんですけれども、なぜこれを聞いたかと言いますと、まず項目の中にやっぱり下校させることのできない児童・生徒を学校で待機させた場合の備えができていないところがかかりあったという事実があったということなので、それも踏まえた形でぜひお願いしたいと思います。

それから、やっぱり先ほど私、省エネタイプでLEDというのは、これは物すごく、全部の体育館の天井じゃなくていいんです。何カ所かだけでいいんです、これは。それだけでも十分な今の太陽光の設備……、先日定例会の中で私、資料をいただいていた。今、小学校中学校の太陽光設備の状況ということで、この中で試算した結果、全部がLEDでなくてもこれは可能ではないかというのを試算を出しておりますので、これは十分にできるのではないかなと思っての自信たっぷりの私の提案でございますので、ぜひこれはよろしくお願いしたいと思います。ここが一番安心という場所がやっぱり学校なんです。地域の皆さんにとっても我々もそうなので、そういった設備を充実した形でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

これをもって一般質問を終わります。

ここで15分間の休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（板橋恵一）

再開をいたします。

日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結について

○議長（板橋恵一）

日程第3、議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第65号 工事請負契約の締結についてであります。これは平成23年度多賀城市防災行政無線整備工事について、記載の相手方と記載の金額により工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

今回の東日本大震災により、本市においては大きな被害をこうむりました。このような災害時の課題としては、住民に対する情報発信が何よりも必要不可欠であることから、地域住民への災害の発生前や発生時における情報の迅速な伝達を図ることを目的として、市内一円に防災行政無線を整備することにいたしました。

お手元の資料10の2ページをお願いいたします。

見積もり開封調書でございますが、平成23年度多賀城市防災行政無線整備工事にかかる調書でございます。この防災行政無線は、これまで一般質問などでも申し上げてまいりましたいわゆる防災広報装置の正式名称でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

平成23年9月16日に実施したプロポーザルの結果、優先交渉権者として決定した株式会社日立国際電気東北支社との間で平成23年10月5日に市役所501会議室において見積もり合わせを執行した結果、見積価格2億8,500万円で仮契約を締結しております。これは、消費税抜きの価格でございます。

次のページをお開き願います。

平成23年度多賀城市防災行政無線整備工事仮契約までの経緯について御説明申し上げます。

1、業者選定方式についてでございますが、今回はプロポーザル方式を採用してございます。

本市では、今回の災害を受け、住民に対する防災行政無線の整備をどのような形で進めていくべきかを検討したところ、本整備事業は設置する地域の特性により整備内容が多種多様であり、それに対応するシステムの構築は高度な技術力や専門的な技術及び経験を必要とするものであります。このため、今回の業者選定に当たっては、業者から本事業における具体的な内容に関しての技術提案を求め、これを審査し、本市にとって最良の機能と機器整備が図られる業者を優先交渉権者として選定及び契約することが最適と判断し、プロポーザル方式を採用いたしました。

ここで、プロポーザルについて簡単に説明させていただきますが、工事等の受注業者を選定する際には、一般的に安い価格を提示した者を選定する競争入札を用いることが多いわけですが、高度な技術力や専門的な技術、または経験を必要とする業務等においては、その目的物に合致した企画を提案してもらい、その中から企画提案のすぐれた者を選定するプロポーザル方式が適切であるとされており、審査は、企画提案書の提出による書類審査及びヒアリングの実施により、業者の総合的な能力を多角的に評価できることが特徴となっております。

2のプロポーザル日程ですが、平成23年9月6日に募集要領を市ホームページに掲載し、応募者を募っております。掲載翌日からプロポーザル参加の意思表示があり、最終的に電気通信事業系の業者7社から参加表明がなされ、9月8日にプロポーザル参加表明を締め切っております。9月16日はプレゼンテーションを実施いたしました。評価委員は、市の職員が4名、消防関係者から1名の計5名で行いました。

3の評価項目等により評価委員それぞれが7社の技術提案を受け、5段階評価により20項目をチェックし、100点を満点として評価をしております。

その結果は、4の評価結果のとおりとなっております。5人の評価委員の合計点数で431点であった株式会社日立国際電気東北支社を1位、428点であったパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社が2位でありました。今回のプレゼンテーションでは各社からいろいろな提案をいただきましたが、各評価委員の意見を取りまとめた結果、1位であった株式会社日立国際電気東北支社を優先交渉権者として選定しております。

次に、5の優先交渉権者評価事項でございますが、日立国際電気については、以下の項目が評価されました。一つ目として、屋外拡声子局用のバッテリーは120時間5日間対応で、他社では72時間や96時間が主でございましたので、日立国際電気は長期停電への対策がとられていること。2、がけ地や高低差のある地形等に対する不聴や難聴への対策がとられていること。3、屋外拡声子局スピーカーの音量調整を交通防災課内の親局操作卓から行うことができ、地域住民の現況に合わせて音量調整が図られること。4、市役所屋上への監視カメラの設置及び河川水位観測のためシルバーヘルスプラザ、大代地区公民館への河川監視カメラ並びに水位計を導入することにより、災害時等に迅速な情報収集が図られること。5、通過交通対策として、モーターサイレン、回転灯を設置し、ドライバー等に対する注意喚起の対策がとられていることや携帯電話へのエリアメールによる情報発信が行われることなどが評価されました。

その他、今回の防災行政無線いわゆる防災広報装置は、6番としまして、屋外拡声子局は、市内に52基設置いたします。7、浸水対策のため津波被災地域における屋外拡声子局無線装置を地表から約5メートルの高さに取り付けを行います。

8、大規模指定収容避難所などに設置した屋外拡声子局には、アンサーバック機能をつけます。これは、親局設備と子局の間で無線通信ができるというもので、今回の災害のように通信が途絶えたときなどは、大変有効なツールとなります。

9、市役所が災害等で使用不能になった際に、多賀城消防署から放送が行えるように遠隔操作の制御装置を設置いたしますとともに、さらに多賀城消防署も被災し設備が使えない場合には、持ち運びのできる可搬型の親局設備も設置いたします。

10、職員への災害発生時の周知機能として、職員参集メールの発信機能を設置いたします。

11、災害時の情報発信源として、ラジオ放送のための臨時コミュニティ FM 局設置用の放送設備も準備いたします。

そのほかにも機能が備えてありますが、今回の防災行政無線いわゆる防災広報装置は、主にこのような仕様で整備を図ってまいります。

次に、6 のシステム概略構成図及び工事概要については、別紙になりますが、後ほど説明をさせていただきます。

7 の仮契約等についてでございますが、仮契約額は消費税を含め 2 億 9,925 万円で、株式会社日立国際電気東北支社と仮契約を行っており、その期日は平成 23 年 10 月 6 日でございます。なお、工期は契約締結日の翌日から平成 24 年 3 月 26 日までとなっております。

隣の 6 ページをお願いいたします。

先ほどのシステム概略構成図でございますが、ただいま御説明させていただいた内容を図であらわしますとこのようになります。図の左側中央に操作卓がございますが、親局設備として交通防災課内に設置いたします。地図表示板は屋外拡声子局の位置や市役所屋上に設置する監視カメラ、また右上に記載の貞山運河、砂押川の監視カメラの映像を表示することができます。また、あわせて水位計も設置いたします。右下は、多賀城消防署に設置する遠隔操作のための制御装置並びに持ち運びのできる可搬型親局設備も配置し、万一の際の情報発信に支障を来さないように準備をしております。

次のページをお願いいたします。

工事概要でございますが、1、親局設備の仕様内容でございます。先ほどの説明と重複いたしますが、操作卓には電子サイレン送出部、選択呼び出し部——これは屋外拡声子局の一つ一つを選択し放送できるというもので、地域的な放送が必要な際などに便利な機能でございます。自動起動部、これはチャイムや録音してある情報を時刻設定により自動的に送信放送するものであります。音声合成部は、パソコンで入力した文章を自動で音声変換し放送するものであります。子局監視制御装置、地図表示板は親局設備に、高所カメラは市役所西庁舎屋上に設置し、360 度監視ができるもので、かすみ除去機能がついておりますので鮮明な画像を見ることができます。電話応答装置は、放送した内容を住民が聞き漏らした際に、市役所に確認の電話をした場合に放送内容を自動的にお知らせするというものであります。

エリアメールにつきましては、災害時に多賀城市内にいらっしゃる方に災害の情報を携帯電話に直接メール発信する機能でございます。現在のところ、NTT ドコモのみのサービスですが、今後、AU やソフトバンクも追随しサービスを開始すると聞いてございます。

職員参集メール機能も同様に非常配備職員への参集連絡や全職員に対する情報伝達、あるいは外郭団体などへの連絡などにも活用ができるものと思っております。

最後に、携帯電話による親局操作装置でございますが、これは災害が発生し、担当職員が市役所まで来て無線設備を起動するいとまがないときに自宅から呼び出して親局を起動させ放送することができる機能で、津波襲来のような緊急放送時には大変役立つものと思っております。

防災担当職員の携帯電話のみならず、今回整備した衛星携帯電話からも起動できるようシステムを構築してまいります。

次に、2の多賀城消防署には、遠隔制御装置と可搬型親局装置を設置いたします。

3の大代地区公民館とシルバーヘルスプラザには、ドーム型監視カメラと水位計を設置いたします。

4の屋外拡声子局設備は、アンサーバック対応の子局を21カ所設置いたします。

これは、各小中学校等の大規模災害時指定収容避難所10カ所及びその他災害時指定収容避難所11カ所に設置いたしますが、先ほども申し上げましたように親局と子局間で無線交信ができるというもので、今回の災害のように通信手段が全くないような場合に威力を発揮するものと考えてございます。

また、通常の子局は31カ所設置いたしますが、いずれの子局も広報用設備としてマイクを通した拡声装置としての利用も可能であり、設置箇所は公園などの公共用地に設置してまいります。

パトライト、これは回転灯ですが、それとモーターサイレンについては、国道45号や主要地方道仙台塩釜線の通過交通車両等に周知するため、大音量のサイレンや赤色回転灯により注意を喚起し、災害の発生をお知らせいたします。

5の個別受信機設備については、避難所や保育所などの公共施設に屋外拡声子局を補完する設備として配備したいと考えております。

次に、議案と別に配布しておりますA3判の屋外拡声子局のエリア図をごらんいただきたいと思っております。

屋外拡声子局52基の配置図でございますが、ポールの設置箇所は基本的に公園、公共施設用地、市道等となっております。矢印はスピーカーの方向、黄色の楕円は放送の音達区域をあらわしております。

左下の凡例の御説明をさせていただきますが、アンサーバックつき21局については、各小中学校等の大規模災害時指定収容避難所10カ所及びその他災害時指定収容避難所11カ所に設置をいたします。

パトライトについては、主要幹線道路沿いに10カ所設置いたします。

モーターサイレンも同様に6カ所設置いたしますが、その音域の到達範囲がオレンジ色の大きな円で、主要幹線道路と今回の津波被災地をカバーしたエリアとなっております。

高所取り付け17局については、子局の発信設備は通常1.5メートル程度の高さに設置いたしますが、今回の津波災害の反省から浸水による機能停止に陥らないよう、約5メートルの高さに受信設備を設置することにし、その箇所はおおむね今回浸水した区域に設置する子局となります。

気象テレメーターは、水位計のことではありますが、監視カメラとあわせて大代地区公民館とシルバーヘルスプラザに、また監視カメラのもう一台は市役所屋上に設置するものであります。

凡例2のスピーカーですが、ストレートスピーカーは音声をより遠くまで送達するのに適したものでありまして、レフレックススピーカーは音達範囲は短いものの広いエリアをカバーするのに適しており、今回はそれらのスピーカーを組み合わせることで設置することにより音達のふくそうによる不聴や難聴を回避する広報を実施いたします。

また、バッテリーも120時間、5日間対応であることから、長期間の停電にも対応しております。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

すばらしい設備を御苦労さまでございます。

1点、聞きたいというかお願いがあるんですけども、7ページの5番の個別受信局設備で補完する設備として避難所とか保育所に配備予定だということなんですけれども、今回の東日本大震災のときも、我々今ここにいる議員各位、それぞれやはり市民の方から情報を聞かれます。そのときに、市役所に行って当時は1枚の紙に何時何分にどこで何、どこで何というような紙を逐次出していただいて、それをもらって市民の方に情報共有を図っていたというようなところがあるんですけれども、可能であればこの子局ですか、これを保育所等もわかるんですけれども、我々議員にも自宅に置いていただけないかなと。そうすれば、役所からの情報というようなもの、そういったものも我々もスピーカーとなって情報を発信できるのではないかなと思います。あわせて、区長であったり、民生委員であったりという方もやはり情報を聞かれる方々でございますので、もし可能であればそういうことも検討していただけないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

実は、この個別受信機ですが、市の施設ということで考えていましたけれども、企業の方には多分広い敷地だったり音がうるさいということで、必要に応じて購入していただくというふうには考えておりました。ただ、議員、それから区長等につきましては、今の時点では考えておりませんでしたけれども、ちょっと今後可能かどうか確認してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

南三陸町ですとか、あとはこの辺でいうと大衡とか、各戸にこういうものが置いてあって役所の情報が逐一流れるような格好になっているんですけども、それとはまた若干違うものだとは思いますが、ぜひ検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

それから、今回、今のところドコモだけですけれども、携帯電話、いずれ何か来年初めごろにはAUとかソフトバンクもなるというふうに聞いていますので、そちらでは持っていらっしゃるればそちらでいくというふうなこともありますので、それも踏まえながら検討したいと思います。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

災害が起きまして、この防災無線のことでいろいろ十分に市民の皆様には広報できなかったという反省を踏まえてすぐにこういう防災装置を検討されて配備をするということに対しては、評価をしたいとこのように思います。それで、これが設置されて維持管理の方法と、それから維持管理費用というのは年間どのぐらいかかるものなのか、あるいはすぐに同じような地震が来るとは思いませんけれども、いつ来るかわかりません。この機械そのものの耐用年数、どのぐらいもつものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

まず、保守点検でございますが、今のところおおむねでございますが、年間390万円、1年目は一応瑕疵担保ということでなっております。それから、年数でございますが、おおむね10年を見ております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

そうすると、これができて、維持管理は交通防災課でやって、その保守点検費用が390万ぐらい年間かかると。耐用年数は10年間というと、10年後にはどういうふうになるのかということですけども。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

一応 10 年耐用ということなんですけれども、その時点で当然使えるものは使えると思いますし、ふぐあいになってきたところを交換するということになるかと思います。すべて入れかえというふうにはならないと思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これで、この計画でいくと、多賀城市内全域網羅できるというふうに考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

そのように考えております。地図を見ますとちょっと白い部分がありますけれども、これは標準的な音域でございまして、一つ一つのスピーカーを延ばしたり、ちょっと余りうるさいところはへこましたりすることができますので、すべてカバーできるというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

もしカバーができない場合、実際にやってみて、そういう場合には修正が可能な契約になっておられるでしょうか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

そのような事態が生じた場合には変更は可能でございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今回、津波の経験もありました。西部地区を中心として山手といいますかは地震ということになりました。これからまた出てきます 15 号台風では、それぞれのところの浸水地区がありました。スポット的に放送ができるということですので、例えばどういうマップが出てくるかこの図で見ておりませんので、話題になっている桜木地区、栄地区の水害の場合はこのぐらいの量を、例えば何時何分、雨量がこうだけれども、このぐらい地区には雨水がたまっているよというような住民に対して的確な情報というものは、この装置からはやっていけるのかどうか、行っていけるのかどうか、その辺について確認したいと思いません。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

今議員おっしゃったとおり、1個でもできますし、あとあるグループとかそういう放送ももちろんできますので、あと雨量計、うちの方で押さえているのは市役所の屋上の雨量計になりますけれども、その雨量計を見て今おっしゃられたような情報というのは出せると思います。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ぜひ大いに活用して、市民に災害の状況を刻々とこの装置を使つて的確に知らしめていくということは大変重要ではないかというふうに思います。そういう意味では、地域班というのをつくっておられるようですので、地域班との連携というのが大変重要ではないかと。実際に市役所の雨量計を見てどうのこうのと言っても、やはりその地域の状況を的確につかまえて、そこで地域の皆さん方に情報を提供をしていくと、そういう活用をしていかなないと、ただサイレンが鳴って「来るよ」だけでは何億もかけた装置としては大変問題があるというふうに思いますので、そういう個別の情報もきちっとやっつけていける装置であるということをもう一度確認をしたいと同時に、担当課としてはそういうものを視野に入れてこの装置の活用を図っていくという意味合いの計画を持っているのかどうなのか。その辺についてお伺いします。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

今おっしゃられたように、その一つ一つのポールにスピーカーがついていますが、その手元から放送もできる状態になっておりますので、いわゆる職員の現地班がそこにいて今この地区はこのくらいですよというようなことは当然できます。ただ、そこまで、ちょっと正直言いますと、そういう方式までは考えておりませんでしたので、それもいいなというふうに今感じましたので、そのようなことができるように考えていきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

特に、この装置を活用して、今まで多賀城市ではできなかったこと、他市町村でもできなかったことをきめ細かくそういう状況を市民に伝えていくという活用を最大限していくためには、今の組織力だけでなく、これから新たな組織的な力も活用して行っていくということが大変重要ではないかと思っておりますので、ひとつ防災課長を中心としてもうちょっとその辺もきめ細かく考えていただきたいというふうに思います。

管財課長が来ていますので、管財課長に。今回の評価結果で業者を選定いたしました。幾らも点数の違いがないので、身近な例えば 10 点以内とか 15 点以内の 3 社なら 3 社を決めて入札方式でやるということは考えられないものでしょうか、この制度を使った場合。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（阿部博光）

今回の設備は、先ほど総務課長の方から説明あったとおり、価格によるものではなく、あくまでも高度な技術提案とか、それらを市の方で提案された結果、総合的に判断したものですから、特にすぐれた業者として点数が高い 1 社を最優先権者として進めていったということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

それは十分理解しているんです。ただ、私が言ったように、幾らも変わっていない、技術的にも幾らも変わっていない、特徴的には 70 時間と 120 時間の差があるというその差はあるようですけれども、例えばその中で 3 社なら 3 社で競争入札をして、そして価格、我々が考えている価格と同調するところに落札をするというやり方は、今回はやらなかったかもしれませんが、手法としては取り入れることが可能なんではないでしょうか、不可能なんではないでしょうか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（阿部博光）

今回に関して言いますと、やはり先ほどの 120 時間とか、あと個別にスピーカーの音量を変えることができるということは日立の方でしか提案されなかったものであります。さらに、中央からいろいろな機能、高機能なものについても、他の業者との明らかな差があったものですから、日立の方を最優先とした理由であります。

今後の方策については、やはり個別具体的に市の方で要求するもの、それが他社にも応用できるようなものであれば、今議員の話したような形でのさらなる競争入札等というのも可能かとは思われます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今回は、いろいろヒアリングした結果、特に多賀城市がねらっている装置に一番該当していたのでこれに決めたと。ただし、今後こういう問題について、今言ったようなことも導入はやぶさかではないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（阿部博光）

今回は、提案されたものを具体的に工事まで置きかえて一括でもって発注するということが今回のような選定になったわけですが、競争の方を別に考えるとすれば、設計と工事を別々の形で設計書をつくり上げて、その仕様を満足できる業者を再度募集して、応募をかけて、それでもって競争入札という方法は可能かと思われま

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

まず、私、一般質問をして、この 52 局の早期対応については評価をいたします。そこで、先ほど課長が一応全市内を網羅していると。私は、そうは思いません。地形とか高低とか、気象条件によっては、全市内は網羅できないと。ただ、人間の動物的波長音というのはあるんです。これは、私はサイレンだと思っているんです。サイレンが一番人間について敏感に響きます。これは先ほど、確認したいのは、モーターサイレン 6 局のうち、全部の電柱についているのか、まずそれ 1 点確認させてください。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

サイレンと、あとチャイム、これは全部 52 局ついております。

○議長（板橋恵一）

金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

わかりました。それで、そのサイレンを活用してください。なぜかという、暴風とかそういうとき、交通防災課の音声、エリア一斉、ブロックでもよろしいです。放送システムというのが一番だめです。地域防災計画に長音、短音、短音、長音とかいろいろ書かれていますね。それをもうちょっと煮詰め直して、長音だったら長音、短音だったら短音でサイレンを鳴らせば、消防自動車と勘違いしないサイレンだったら、「あ、この音は何だったと」そういうのを私は市民に認識させたいんです。窓を閉めていても、サイレンが長音 3 回鳴ったとか、そうならいけば「これは何かある、水害だ」とか、そういうのをもうちょっと、これは検討できますから、そのために私は防災監を置けと言っているんですけれども。そういうのを課長、しっかりと課の方で調整、統制をしていいサイレンの音とかもう一度検討していただくことはできますか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（鈴木典男）

当然、そのように検討したいと思います。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

先ほどの評価結果の 4 ページでございますけれども、管財課長の今の答弁、竹谷議員への答弁でこの機能に明らかな差があったということで一番得点が多いところに決めたというお話でしたが、この評価結果を見ますと、評価者 A と評価者 C の方は一番高い得点をつけております。しかし、評価者 B の方は一番下の別の日本無線、そしてまた評価者 D の方は同得点でこの日立とパナソニックをつけて、評価者 E の方は一番高い得点はパナソニックにつけています。これを考えると、評価者 5 人の方が、全員が、本当にこの機能に明らかな差があって今回この日立国際電気東北支社になったのかというところをちょっともう一回確認ですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（阿部博光）

プロポーザルの当日には、5 名の評価委員でこのような点数化をしたわけでございます。その後、個々でのとらえ方等も当然違うわけなので、評価者も多賀城市の職員以外の消防関係の方も来られたわけです。最終的に点数をつけた後に全員で話し合いました、それぞれの考え方、また多賀城市で今回の防災行政無線の求める機能的なものを再度確認した後、にこのような形で最優先権者を決定したということになります。

○議長（板橋恵一）

あと、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第4、請願・陳情に入ります。

陳情第1号「多賀城市議会議場へ日本国旗並びに市旗の掲揚に関する要望書」、以上、要望書とはなっておりますが、1件陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で、陳情の報告といたします。

日程第5 閉会中の継続調査について

○議長（板橋恵一）

日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長から、会議規則第63条の規定に基づきお手元に配付している事件について、各常任委員会及び議会運営委員会については平成24年第1回定例会まで、東日本大震災調査特別委員会についてはその調査が終了するまで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長及び東日本大震災調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告はお手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会を閉会をいたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2 時 45 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 10 月 17 日

議長 板橋 恵一

署名議員 雨森 修一

同 吉田 瑞生